

多賀氏の系譜と動向

北村 圭 弘

はじめに

多賀氏は近江国犬上郡に出自する。多賀荘を名字の地とする。鎌倉時代末期には「近江国多賀社神官兼御家人」(多賀大社文書)として立ち現れ、建武年間(一三三四～一三三八)には、佐々木高氏(以下、京極道誉)らが率いる軍勢中に見えている(『太平記』)。南北朝期を通じて京極氏の忠実な配下として活躍し、室町期には京極氏当主が侍所頭人(所司)であったとき、しばしば所司代をつとめる最有力の被官として成長を遂げていた。そして、この頃から犬上郡において豊後守を名乗る一族(豊後守家)と、浅井郡において出雲守を名乗る一族(出雲守家)とにわかれ、とりわけ持清代においては最初の一時期(若宮氏)を除き、この両多賀氏当主が交互に所司代をつとめるという威勢を示した。

こうした情勢のもと、応仁元年(一四六七)に応仁・文明の乱がはじまった。そして、乱中の文明二年(一四七〇)八月に持清が没すると、その跡目相続をめぐって、本来東軍であった京極氏は東西両軍に分裂した。両多賀氏がそれぞれに持清の子や孫を京極氏当主として擁立し、近江における権益をめぐって激しく抗争したのである。戦況は当初、一進一退を繰り返したが、京極高清と多賀出雲守家(清直・宗直父子)の軍事的勝利によって、文明四年(一四七二)九月から同十八年(一四八六)八月に至るまでの十四年間、近江北郡を中心とする地域情勢は一定の安

定をみせることとなった。

ところが文明十八年、宗直が京極材宗と結んで高次に叛旗を翻し長享元年(一四八七)に敗死すると、出雲守家は歴史の表舞台から姿を消すことになる。豊後守家についても文明十八年に高忠が没し、永正四年(一五一〇)には経家の子ら十四人が高次に清によって殺害されたものの、貞隆は高清のもとで重臣としての地位にあった。しかし、天文三年(一五三四)冬頃、貞隆は六角定頼のもとに走ったから、豊後守家もまた北近江の歴史の表舞台から姿を消すことになった。

こうした多賀氏についての研究は戦前刊行の郡志^(一)、戦後刊行の市町村史や自治会史等^(二)のほか、多賀大社史^(三)や家系研究^(四)によって進められてきた。とりわけ昭和二年(一九二七)刊『東浅井郡志』、昭和十六年(一九四一)刊『改訂近江国坂田郡志』は現在に至る多賀氏研究を基礎づけている。

他方、二本謙一氏は、武家故実家として知られる高忠に焦点をあて、その動向を応仁・文明の乱の政治史に位置づけるなかで^(五)、多賀氏の系譜や拠点等についても長文の文末脚註にて論じている^(六)。それは多賀氏についての基礎研究が充分ではない状況において論考を進めるための暫定的な措置であつたらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲に限られている。加えて、二本氏の研究は『近江坂田郡志』を参照するものの、理由は不明ながら『東浅井郡志』『改訂近江国坂田郡志』を参

照した形跡が認められないという難点がある。

本稿では、上述の研究史をふまえ、まずは多賀氏の系譜について、ついで豊後守家と出雲守家の歴代や本拠等の動向について明らかにする^(七)。多賀氏は京極氏の最有力被官として^(八)、南北朝から戦国期にかけての近江北郡ないし北近江^(九)の政治史に、きわめて重要な役割を果たしたと考えるためである。

一、多賀氏の系譜

太田亮氏は、近江の多賀氏について「数流、或いは数説ある」とし「近江中原氏族」、「伴姓」、「清和源氏武田氏族」、「佐々木氏族」(宇多源氏佐々木京極氏)を掲げた^(十)。他にも古代豪族犬上君出自説^(十一)、秀郷流藤原氏出自説^(十二)、また清和源氏でも頼光を祖とする多田源氏出自説^(十三)等がある。これらの諸説の多くは系図類を根拠とするが、佐々木氏出自説と中原氏出自説については、次のとおり戦国期において若干の史料的裏付けがある。

宇多源氏出自説

宇多源氏出自説のうちの一説は高忠の出自にかかわる^(十四)。その根拠は『海東諸国紀』の「日本国紀 八道六十六州 畿内五州 山城州 京極殿」^(十五)に「又有源高忠文明二年甲寅使来朝、書称所司代京極多賀豊後州源高忠、其使人云生観同母兄也」とみえることである。上述の太田亮氏もこの記事に拠り、「蓋し京極家より入りて多賀氏を襲しものか」との見解を示している^(十六)。また、『寛永諸家系図伝』中原姓多賀系図に「中世、佐々木弟豊後守高忠江州多賀を領す」「その子孫多賀と称す」とあり^(十七)、『寛政重修諸家譜』中原氏多賀系図は「高忠をもつて佐々木が弟といふによれば宇多源氏なるべきを、中原氏といふものうたがふべし」としつつ、「高忠佐々木の氏族にして中原氏の家を継ぎしものか」

として、両説を接続した^(十八)。

『近江坂田郡志』はこうした考証を引き継ぎ、『江北記』大永三年(一五二二)三月九日条^(十九)にみえる京極高数と持清との家督争いにおいて、「多賀豊後守大けん」は嘉吉元年(一四四一)当時十七歳であった高忠とは考えにくいので、「多賀高長」の誤りとした。そして「多賀高長は持清に善からざる事ありたるを以て、持清相続の後に高長等兄弟を廢し、己れの骨肉を以て古き名家なる多賀氏の嗣となしたるが如し、果して然らば高忠の勢力ありしも亦想像すべきなり」とし、高忠が侍所所司代として文明年間(一四六九-一四八七)に大きな勢力をもったことを、持清の弟であったことと関連づけて説明している^(二十)。

『東浅井郡志』はこの説をさらに深化させ、『今井軍記』高遠項^(二十一)にみえる「月瀬御退治」について、康正元年(一四五五)五月十二日に反乱した赤松則尚(赤松常陸彦五郎謀叛)と連携して、多賀高長が近江で国一揆を主導したため、持清がこれを討つたと考えた。つまり、応永十五年(一四〇八)に大橋月瀬入道が田河庄伊部中野両郷を押妨した(沙貴神社文書二)ので討たれて「月瀬」(長浜市月ヶ瀬町)は多賀高長に与えられたと見立て、康正元年の「月瀬御退治」は持清による多賀高長の討伐を示すと推測した。高忠はその後「高長入道の一族を排斥し」多賀氏を相続したと考えている^(二十二)。

しかしながら、両郡志の如上の論説は持清の弟である高忠が多賀氏を継承したことを前提に、そのことに引き付けて『江北記』『今井軍記』の記事を解釈したに過ぎない。そもそもこの前提の根拠である『寛永諸家系図伝』等の系図類^(二十三)はもとより、『海東諸国紀』の当該記事についても、二木氏は隠岐守護代が朝鮮側を怒らせたように、外交を有利に進めようとする作為があるとして信憑性に疑問を呈している^(二十四)。そのうえで同時代史料に高忠の京極氏出自を裏付ける記事がみられない一方、さきの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭涼軒日録』文正元年(一

四六六)閏二月七日条に「所司代多賀豊後守祖父兵庫頭」とあり、また高忠の著になる『就弓馬儀大概聞書』に「古豊後守高長」と高忠が自身の系譜を示すことから、高忠の京極氏出自説に強い疑念を示している。史料の制約から高忠の出自については明確にし得ないが、今のところ二木氏の所見が穏当であろうと考えられる^(二五)。

中原氏出自説

二木氏は、次の如く高忠の事績を掲げ、近江多賀氏の中原氏出自説を支持した^(二六)。一つは正徹の『草根集』に康正元年(一四五五)十一月「廿九日、中原高忠家に初てまかりて、一読ありしに」として五首、および長祿二年(一四五八)七月「十一日、中原高忠興行にて一統ありしに」として六首の和歌があること^(二七)、二つは高忠の著作にかかる『類従流鏑馬次第』(国立公文書館内閣文庫蔵本)の文明五年(一四七三)十一月付けの奥書に「中原豊後守高忠(花押)」とあること、三つは高忠の著作を『中原高忠軍陣聞書』と称し、同『就弓馬儀大概聞書』を『中原高忠軍書』と別称することである。

また、文明十一年(一四七九)三月日付けの勸進状を添えた『清水寺再興奉加帳』に「多賀右兵衛尉中原経忠」とあり、永正十八年(大永元年、一五二二)十二月二日付け多賀経長寄進状(大林寺文書)には「多賀安芸守中原朝臣経長」とみえるので、少なくとも戦国期において多賀氏は中原氏を称していたことがうかがえる。

そして、『寛永諸家系図伝』中原姓多賀系図の冒頭に「多賀本姓は中原なり」とあり^(二八)、元禄五年(一六九二)刊『花押藪』卷之四の三四丁に「多賀 中原高忠」、「多賀高忠画像問答」所収の安永五年(一七七六)十一月下旬付け記事には「吾先祖多賀豊後守中原朝臣高忠大人」とあることから、近江多賀氏の中原氏出自説は江戸時代においてもひろく知られていたことがうかがえる。

多賀社神官兼御家人

多賀氏の本姓は中原氏であるとして、続群書類従本『江州中原氏系図』は、近江の中原氏は崇峻天皇の皇子定世親王の子孫といい、定世親王五世の孫成行が「号愛智郡大領、堀河院御宇、近江国七郡郡司賜之、始下国住愛智郡長野郷云々、或朱雀院御時云々」という^(二九)。成行は実在の人物「中原成行」(平安遺文二三三〇)とみられ、長治三年(一一〇六)三月八日付け日吉社交名注進には「日吉社并愛智新宮神事勤仕人」として「犬上郡川原御庄庄長清水庄下司秦吉則」「神崎住人僧良胤」と並んで「院召次当成行」が見えている(平安遺文一六五二)。また、近江国愛智郡雑供御人等解にも「召次成行」が見え(平安遺文一六五三)、保安三年(一一二二)三月二五日付け近江国司宣写には愛知「郡司成行」が見えている(平安遺文一九六二)。

そして、同系図では、成行の孫にあたる季仲^(三〇)が「愛智郡日吉下庄新宮氏知大夫経頼依無実子、男中原朝臣仲大夫季仲取婿、日吉下庄相続之」といい、その次子仲平は「愛智住人也。雖然入婿二成テ、甲良庄住宅ス。然間号甲良某」という。多賀の名乗りは仲平の孫にあたる信忠の次世代からはじまったとされ、信忠の次子信景が「多賀左近左衛門」、信忠の長子信宗の三男真永が「多賀中九郎」「右衛門」を称している^(三一)。久保田収氏は、この中原氏流を称する多賀氏が多賀大社神官を代々継承し、やがて承久の乱(承久三年、一二二二)後、正元元年(一二五九)までに鎌倉幕府御家人になったと推定する^(三二)。

多賀氏が中原氏流であったことの史実の当否はともかく、多賀氏が多賀大社神官であり御家人であったことは確認できる。すなわち嘉元二年(一二三〇)から建武三年(一二三六)にかけての多賀大社文書には「近江国多賀社神官兼御家人」として「基綱」「親貞」「盛永」等がみえ(多賀大社文書九・十一〜十五・十七)、彼等が「多賀太郎左衛門尉基綱」(多賀大社文書十四・十五)、「多賀左衛門大夫親貞(員)」(多賀大社文書十

四)、「多賀平三左衛門尉盛永」(多賀大社文書十七) 等多賀を名乗ったことも判明する^(三三三)。

京極氏被官(内衆)

二木氏は、鎌倉時代末期に「多賀社神官兼御家人」であつた多賀氏と、南北朝期に京極氏被官として立ち現れる多賀氏との関係について、これまでまったく論じられていないと批判した^(三四)。しかし、このことは二木氏の関心から外れたためか、同氏自身もほとんど論及していない。ここでは両者の接続期にあたる道誉代を中心に概観しておく。

まず、建武三年と推定される二月十一日付け後醍醐天皇綸旨(多賀大社文書十七)によると、上述の「多賀平三左衛門尉盛永」は一族を率いて播磨路に発向し、軍忠をいたすべきことを命じられている。しかし、盛永はこれに感じなかつたらしく、同年十月一日、足利直義は盛永の子^(三五)、ならにび「多賀社神官等中」の軍忠を賞し、追って恩賞の沙汰があるべきことを伝えている(多賀大社文書十八・十九)。また、建武四年(一三三七)と推定される六月二日付け佐佐木道誉書状(多賀大社文書二〇)において、道誉は高師直に宛て「当社神官と申候者、多賀、河瀬一族候也、自始至终致無貳軍忠候」と、多賀氏と河瀬氏の軍忠について注進している^(三六)。多賀氏は建武年間より京極氏の配下にあつたことがうかがえる。

また、正平六年(一三五二)六月五日、多賀盛永は南朝に味方したことが知られる(多賀大社文書二三)。これは多賀氏が道誉と行動をともにしたことを示すとみられ、同年七月二八日、足利尊氏は「道誉以下輩」を討つべく自ら軍勢を率いて近江に出陣し(『園太暦』観応二年(一三五二)七月二八日条)、八月二日には南朝の後村上天皇が道誉に対し、尊氏父子と直義の追討を命じる綸旨を發出している(『観応二年日記』観応二年八月十一日条所収正平六年八月二日付け後村上天皇綸旨)。そして、道誉が尊氏方に転じると、多賀氏もまたこれに従つたらしく、尊

氏が直義を討つべく八月十八日に近江鏡宿に着陣したとき、道誉と秀綱が率いた「当国勢三千余騎」中に「多賀將監」が見えている(『太平記』卷第三十一「直義追罰官旨御使事 付鴨社鳴動事」^(三七))。多賀氏は京極氏の忠実な配下であつたことがうかがえる。

なお、京極氏と多賀氏のこうした関係は多賀荘等の所領所職の知行を媒介として形成されたと考えられる。すなわち建武四年、道誉は將軍家のために多賀社に多賀荘を寄進したことから(多賀大社文書二〇)、多賀荘はそれ以前から京極氏の所領であつたことがうかがえる^(三八)。そして文和三年(一三五四)に尊氏は勲功の賞として多賀荘を道誉に宛行い(佐々木文書二四)、延文四年(一三五九)には義詮が勲功の賞として道誉に多賀荘地頭職を宛行っている(佐々木文書三六)。また、貞和三年(一三四七)、尊氏は多賀社地頭職を道誉舎兄の貞氏に宛行い(佐々木文書十)、観応元年(一三五〇)には多賀社祭礼についての幕府の遵行命令を道誉が受け、「多賀平三左衛門尉」(盛永)と「多賀太郎左衛門尉」^(三九)に対して施行している(多賀大社文書二二)。京極氏は多賀荘等の所領所職の代官職の給恩、および幕府の遵行命令の施行などを梃子として、次第に多賀氏を被官化していったと考えられる。

室町幕府の幕臣大館尚氏(法諱は常興)の書札礼書『大館常興書札抄』中に「一、諸大名被官少々校名之事」があり、常興が代々の將軍(義政から義晴)に近侍した十五世紀後半代から十六世紀初頭頃に知り得た諸大名の被官を書き上げる。この交名の特徴はすべて「〇〇殿内」と表記されることであり、京極氏については「京極殿内 隠岐 多賀 若宮 下河原 赤田 箕浦」と見え、たとえば細川氏については「細川殿内 香川 安富 内藤 葉師寺 秋庭 長塩」とある。そして、細川氏のこの被官六氏のいずれもが「京兆家一内衆体制」によって細川氏の分国支配を支えたことを考慮すると^(四〇)、京極氏の被官六氏についても同氏権力を支えた有力内衆であり、多賀氏はそのなかでも「御家子」とされる

隠岐氏（『江北記』^(四一)）に次ぐ位置にあったことがうかがえる。
豊後守家と出雲守家

近江多賀氏には、戦国期において豊後守を名乗る一族と出雲守を名乗る一族があった。『近江坂田郡志』は「応仁の乱以後多賀氏は二党となり、豊後守の一派は東方（細川方）、出雲守の一派は西方（山名方）に属せし」といい、両者を「豊後守の系統」「出雲守の家」などと呼んでいる。そして、系図の註記等に抛りつつ、前者の本拠を犬上郡、後者の本拠を坂田郡とした^(四二)。

その後、『東浅井郡志』は多賀氏について「二家に分かれ、一を豊州家といひ、左衛門尉から豊後守に遷るを例とし、甲良下之郷を本居とす」「他の一を雲州家といひ、右衛門尉より出雲守に遷るを例とし」「浅井郡の中野に居館を構へたる者の如し」とした^(四三)。『東浅井郡志』による両多賀氏についての概説のうち、出雲守家の本拠は『改訂近江国坂田郡志』によつて浅井郡月ヶ瀬（長浜市月ヶ瀬町）と修正されつつも^(四四)、全体としておおむね現在に至るまでの通説となつている^(四五)。

また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以後多賀氏は二党となり」という以上には言及していない。そうしたなかで二木氏はやや踏み込んで「惣庶の勢力争いが、それぞれ武家方、公家方として雌雄を競いあった時期があったのかもしれない」として^(四六)、南北朝期における分立の可能性を指摘している。上述の如く、多賀氏の系図や名字は犬上郡との深い関係をうかがわせるから、多賀氏は犬上郡から浅井郡に進出したとすると、一般的な見方として、豊後守家が惣領家、出雲守家が庶子家という関係になるだろう。そして、出雲守家にかかる確実な史料としては応永三四年（一四二七）に浅井郡「錦織東郷地頭職」給人としてみえる「多賀四郎右衛門高直」が最も古いから（後述、竹生島文書三五）、おおむね室町期には出雲守家が浅井郡に進出してたことがうかがえる^(四七)。

こうした両多賀氏の系図について、二木氏は「当時の記録から、高忠頃の両多賀氏の系譜の大略」を示した^(四八)。図1はこの二木氏の研究を引き継ぎ、その対象を室町期から戦国期にかけての時期に拡充して示した^(四九)。次章以下において詳述する。

二、豊後守家の歴代と本拠

(一) 歴代

(ア) 高信（兵庫助、秀林）

『蔭涼軒日録』文正元年閏二月七日条に「所司代多賀豊後守祖父兵庫頭」とあり、「兵庫頭」は当時侍所所司代であった高忠の祖父であることがわかる。この「兵庫頭」は「兵庫助」の誤りともみられ、明德三年（一三九二）八月二八日の相国寺供養において、將軍義満に供奉する先陣の四番右列に、京極高詮の子高数（佐々木四郎左衛門尉高数）の敷皮役、介添として多賀兵庫助高信（敷皮役搔副多賀兵庫助高信）が見える（『相国寺供養記』）。『村庵小稿』秀林居士寿像賛にある「多賀兵庫秀林居士」はこの高信に比定されている^(五〇)。

(イ) 高長・清秀（六郎左衛門尉、豊後守、宗円）

『就弓馬儀大概聞書』に「寛正五季十一月日 豊後守高忠」の奥書があり、それに「古豊後守高長（法名宗円）」^(五一) 自応永至興元」とある。高長は寛正五年（一四六四）当時四〇歳の高忠が「古豊後守」と呼ぶ人物であり、高忠の父と考えられている^(五二)。高忠は応永三二年（一四二五）生まれなので（後述）、「興元」の年号はともかく、高長が応永頃の人物ならば、実名といい受領名といい、高忠の父というにふさわしい。

一方、出雲国の杵築大社と日御碕社との境目争論において、享祿二年（一五二九）五月五日付け国造千家高勝旧記（千家古文書写・乙）に「其時の両国造の小取次者、平田のちかき」^(五三) 多賀安芸守親父多賀次郎左衛

門尉清忠にて御入候、上の御取次は中務少輔殿様御取次にて、法性寺殿様より、康正三年三月九日に堺目安堵の御判形被下候、とある。そして、『親元日記別録』文明七年（一四七五）二月二四日条には「多賀紀伊守清忠」とあり、「彼父六郎左衛門尉清秀」とある。加えて『蔭涼軒日録』文正元年六月七日条に「所司代豊後守同弟次郎左衛門」とあるので、その活躍年代から見ると、次郎左衛門尉（紀伊守清忠）は高忠の弟と推定できるから、清秀は高忠と清忠の父と考えられる。高長は、清秀が持清から偏諱を与えられる以前の实名であるとすれば、高長と清秀は同一人物である。

(ウ) 高忠（新左衛門尉、豊後守、大源、大けん、宗本）

『親元日記別録』文明十年（一四七八）六月六日条に「多賀豊後守高忠」とある。『春浦和尚金口説』には「前豊州太守大源本公禪定門」、『龍宝山大徳寺誌』には「多賀豊後守高忠、法名宗本、号大源」とあり、『江北記』には「多賀豊後守大けん」とある^{五四}。また、七月四日付け多賀高忠書状の包紙表上書に「多賀新左衛門尉 高忠」とあり、『蔭涼軒日録』文明十八年七月二十五日条に「多賀新左衛門尉」とある。

「公方様北少路殿へ御成時、高忠被召出、御さかつき被下時、進上申折紙注文」（片岡文書）に「高忠年公方様直に御尋あり、四十六之由申候処、何の年そと重而御たつねある間、巳年之由申」とある。これにより高忠は応永三二年（一四二五）生まれであることがわかる。また、『春浦和尚金口説』によると、没年は文明十八年八月十七日であるから、享年は六一歳であった。

生涯に二度にわたって侍所所司代をつとめた。最初は持清が頭人の時の寛正三年（一四六二）十月から文正元年十二月まで（『碧山日録』寛正三年十月四日条、『斎藤親基日記』文正元年十二月十一日条ほか）、二度目は材宗が頭人の時の文明十七年（一四八五）四月から文明十八年八月までである（『政寛大僧正記』文明十七年四月十五日条、『蔭涼軒日録』

文明十七年四月十六日条）。文明二年の持清没後は一貫して政高（以下、政経）・材宗方にあった。

(エ) 清忠（次郎左衛門尉、紀伊守、宗春（宗椿）、寿峰）

清忠は上述のごとく、清秀の子であり、高忠の弟であった。そして、享祿二年五月五日付け国造千家高勝旧記（千家古文書写・乙）に出雲国出雲郡「平田のちかき多賀安芸守親父多賀次郎左衛門尉清忠」とある。また、「清泉寺住持春浦和尚」に宛てた寛正六年（一四六五）十一月十五日付け多賀清忠寄進状・置文について、「多賀次郎左衛門尉秀長」は文明九年（一四七七）二月九日付け寄進状において「右寺領者、親候者任寄進状之旨、支証等相副、進置申候実也、為寿峰追善并秀長現当二世、永代奉寄進也」としている（大徳寺文書一三三六）。

清忠は、出雲の平田地域に最初に定着したとされる秀長^{五五}の父であり、秀長の子とみられる経長^{五六}は永正十八年（大永元年）十二月二二日付け寄進状で寿峰院に宛て寺領を寄進している（大林寺文書）。右の多賀清忠寄進状・置文に「為寿峰追善并秀長現当二世」とあることから寿峰は清忠の道号、そして『春浦録』『春浦法号』等から法諱は宗春（宗椿）とされる^{五七}。なお、清忠の实名もまた持清から偏諱を与えられたと考えられる。

(オ) 某（彦左衛門尉）

康正二年（一四五六）七月二五日、將軍義政の右近大将拜賀式において、侍所頭人の持清に代わって長子勝秀（「佐々木中務少輔」）が、二八騎の騎馬武者を率いて義政に供奉したなかに「四番多賀彦左衛門尉」とあり、その註記に「多賀次郎左衛門尉代」と見える（『將軍義政公大将御拝賀記』）。本来は次郎左衛門尉清忠がこの行列に参加するべきところ、多賀彦左衛門尉を代役に立てたということであろう。両者は近い関係にあり、彦左衛門尉は高忠や清忠と兄弟であった可能性もある。

(カ) 某女

『江北記』に「とくけむ出雲事也、多賀豊後掣也」とある(史料2)。「とくけむ」は清直であるが、これまで出雲守家歴代(タクト)の事績を混乱していたこともあり、高直の息女が高忠の妻と考えられてきた^(五八)。ところが清直の没年は文明十一年、高忠は同十八年没であるから、両者はほぼ同世代であり、そもそも『江北記』は「とくけん」清直の説明として「多賀豊後掣也」としているので、この豊後守は高長(清秀)であり、その息女が清直の妻であったと考えたほうがよいだろう。

(キ) 経家(与一、一、新左衛門尉、豊後、豊後入道、雲翁、宗悦カ)

『東寺執行日記』文明十七年八月二六日条に「豊後守(子息者一、小所司代吉田)」とある。そして、文明十二年(一四八〇)九月四日付け室町幕府奉行人奉書(大徳寺文書一八二四)に「多賀与一殿」とある。この奉書は前年八月十三日付けで、山城大徳寺「養徳院領近江国西今村諸入免并寺庵等(河村跡)」を同院に還付するよう、高忠に命じた後(大徳寺文書一八二五)、改めて出雲守家当主「多賀兵衛四郎」に宛て同日付けの同文が発給されている(大徳寺文書一八二五)。加えて、『親元日記(蜷川親元日記)』文明十三年(一四八一)三月二九日条に「就両多賀(兵衛四郎、与一)、和睦之儀」とあることから、与一は豊後守家において高忠に代わり得る存在であったことがうかがえる。

与一の実名については、『春浦和尚金口説』に高忠の「孝子経家」とあり、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉経家」とある。そして、『金剛輪寺下倉米銭下用帳』長享元・二年条や明応四・五年(一四九五・一四九六)条には「多賀新左衛門」が頻出する^(五九)。文明十八年の高忠の没後、与一経家は豊後守家当主として新左衛門尉を名乗ったとみられるから、高忠の嫡男であったと考えられる。

一方、『東寺過去帳』永正四年に「多賀豊後(新左衛門)」「(同年)親ヨリ令生涯(生涯者十一人、腹切者三人)」とある^(六〇)。そして、永正

七年(二五一〇)に比定される二月二三日付け足利義尹御内書(昔御内書符案所収文書三)に「多賀豊後入道」とある。次代の貞隆は、永正十七年(二五二〇)と推定される四月六日付け細川高国書状案(片岡文書二)においてなお幼名(「多賀長童子」)であらわれるので、永正年間頃まで(一四九二〜一五二〇)の史料に登場する「多賀豊後(新左衛門)」「多賀豊後入道」は経家と見てよいだろう。

ところで、「天文廿四年九月廿日奉鑄之畢」という多賀大社梵鐘銘の第三区の最初に「多賀与一」とある。この与一が与一経家と同一人物とすると、上述の文明十二年当時の与一の年齢を十五〜二十歳とみれば、天文二四年(一五五五)当時の年齢は九〇〜九五歳となる。また、この梵鐘の鑄造の勸進が、多賀社に本願不動坊(不動院)が設置された天文十年(一四五二)頃にはじまり^(六一)、与一経家がその初期に勸進に応じたたと仮定した場合でも、天文二四年当時の年齢は八〇〜八五歳となる。与一経家は当時としてはまれな長寿であったとみることができる。

なお、経家の実名は、京極政経から偏諱を与えられたと考えられる。また、『龍宝山大徳寺誌』に高忠「其子某、法名雲翁悦公」とあるから、高忠の例より類推すると、道号法諱は雲翁宗悦であろう。

(ク) 経忠(与次カ、新兵衛門尉、右兵衛尉、伊豆守カ)

文明十一年三月日付けの勸進状を添えた『清水寺再興奉加帳』に「多賀右兵衛尉中原経忠」とある。そして、『今井軍記』明応五年(一四九六)六月条^(六二)に「多賀新左衛門尉経忠に一陣仕り桃原に在陣す」とあるが、これは近江での出来事であり、「新左衛門尉」経家の事績との混乱がある^(六三)とみられる。経忠は「多賀新兵衛門尉 経忠」(七月二日付け多賀経忠書状の包紙表上書・日御碕神社文書九六五)であり、出雲での活動が目立つ(日御碕神社文書一〇〇四・小野家文書八七七・一〇〇五)。「明応九年(庚申)九月廿三日、御経島沖蓬萊出現ス」という出来事においては、「多賀新兵衛門尉」「経忠」がこれを政経に取り次いでいる(日御

碓神社文書九六〇（九六三）。

ところで、十一月七日付け京極政高（政経）書状（佐々木文書二〇一）には、多賀「与次異于他懸目、不断召使事候」とある。また、永正五年（一五〇八）十月二一日、京極政経（宗濟）は「讓状并代々証文等」を尼子経久と「多賀伊豆守」に預け置き、孫の吉童子にたしかに渡すよう依頼している（佐々木文書二二二）。

与次はその名から類推すると、与一経家の弟であった可能性がある。そして、与次や伊豆守の重用ぶりを考え合わせると、これらは経忠の通称、受領名であった可能性がある。なお、経忠の実名は、京極政経から偏諱を与えられたと考えられる。

（ケ）貞隆（長童子、豊後守、巧寂、宗忠力）

端裏書に「永正十七卯十六」とある四月六日付け細川高国書状（片岡文書二）に「多賀長童子」とあり、天文四年（一五三五）と推定される多賀貞隆書状（鳥記録所収文書二）に「多賀豊後守貞隆」とある。大永七年（一五二六）と推定される十月二二日付け細川高国書状二通（片岡文書三・四）や天文二四年鑄造の多賀大社梵鐘銘、『金剛輪寺下倉米銭下用帳』天文十三年（一五四四）年始など^{（六三）}、大永年間から弘治年間（一五二一～一五五八）にみえる多賀豊後守は貞隆とみられる。貞隆は高清の重臣であったが（片岡文書三・四、金光寺文書一、天文三年浅井備前守宿所饗応記）、天文三年冬頃に六角定頼のもとに走った（鳥記録所収文書二、六角氏文書三九五）。

なお、『東寺過去帳』永正四年に「多賀豊後（新左衛門）子巳上十四人」（同年）親ヨリ令生涯（生涯者十一人、腹切者三人）とある^{（六四）}。貞隆が永正十七年においてなお幼名（長童子）であった（片岡文書二）理由は、この事件後に誕生したからであろう。貞隆は高忠の孫にあたるので、『龍宝山大徳寺誌』にみえる「孫某、法名巧寂忠公」は貞隆と考えられる。道号法諱は巧寂宗忠であろう。

（コ）貞能（新左衛門尉）

『信長公記』によると、元龜元年（一五七〇）九月二三日以降、「多賀新左衛門」は織田信長の軍勢の一員として活躍する姿が描かれる^{（六五）}。そして天正十年（一五八二）四月三日、武田勝頼の滅亡後、丹羽長秀、堀秀政とともに「御暇下され、くさ津へ湯治仕候なり」という^{（六六）}。『川角太閤記』によると^{（六七）}、この後間もなくおこった本能寺の変後の山崎合戦において、「多賀新左衛門尉」は明智光秀に味方して参戦したため、戦後の一時期において隠居を命じられたらしい。天正十年八月二一日、清洲会議で佐和山城主となった堀秀政は多賀政勝と連署して「多賀新左衛門尉殿」に宛て「貞能御隠居分之事」として所領を宛行っている（史料1）。この多賀新左衛門尉の実名は貞能であったとみておきたい。

天正十一年（一五八三）の賤ヶ岳合戦において「多新（多賀新左衛門尉）」は秀吉に属し（秀吉文書六三六）、翌天正十二年（一五八四）の小牧・長久手の戦い（秀吉文書二二八七～二九二・一三〇二～一三〇九）や四国攻めでも活躍したことが知られる（秀吉文書一四八四・一五一九）。そして、『多聞院日記』天正十五年（一五八七）五月七日条には「去月廿日於西国多賀新左衛門尉病死了ト云々」とあり、九州攻めの陣中において同年四月二〇日に病死したとみられる。

貞能は『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』の多賀系図にみえる旗本多賀氏の祖常則（伊予守、法諱洞悦）と同一人物とされるが^{（六八）}、同氏に伝わる『多賀系伝』では貞能の次代が常則である^{（六九）}。史料1以前にみえる「多賀新左衛門尉」は貞能、それ以降は常則を指す可能性もある。（参考）某（弾正左衛門入道）

明徳三年十月八日付け隠岐守某施行状に「多賀弾正左衛門入道」（平岡家文書五八五）が見える。同年閏十月九日付け玄紹打渡状の「玄紹」（出雲大社文書五八九）と同一人物とされる^{（七〇）}。「左衛門」を名乗ることから、豊後守家にかかわる人物であった可能性がある。

(参考) 某(伊勢入道、性存)

応永十年(一四〇三)十月二日付け室町幕府侍所司代沙弥性存打渡状にみえる多賀伊勢入道性存は、京極高光の所司代であった(東寺百合文書二函/三一、て函/十四/五、て函/十四/十)。応永年間頃の豊後守家に明確に所司代であったことがわかる人物は他にいないことから、性存は豊後守家にかかわる人物であった可能性がある。

(参考) 某(民部丞)

上述の康正二年『將軍義政公大将御拝賀記』に「廿二番多賀民部丞」とある。豊後守家とのかかわりは不明だが、しばらくここに記しておく。

(参考) 忠親(遠江守)

長享二年四月日付けの犬上郡「清水庄春成銭」送状(大徳寺文書一二四三)にみえる「多賀遠江守忠親」は犬上郡とのかかわりから、豊後守家にかかわる人物であった可能性がある。

(参考) 某(又五)

『蔭涼軒日録』文正元年八月一日条に「所司代豊後守多賀又五来」とある。高忠に近い人物と考えられる。

(参考) 某(又六)

『金剛輪寺下倉米銭下用帳』の明応四・五年条に「多賀又六」が頻出する(七〇)。経家に近い人物らしく、政経(「京極殿」)や六角高頼(「御屋形」)との関係がうかがえる。上述の『下用帳』明応五年三月六日条に「多賀又六方遁世候て」とあり、又六はこのころ出家したらしい。

(参考) 某(与九郎左衛門)

「天文廿四年九月廿日奉鑄之畢」という上述の多賀大社梵鐘銘の第二区に「多賀豊後守」貞隆に次いで「多賀与九郎左衛門」が見える。貞隆に近い人物であろう。

(二) 本拠

豊後守家の本拠は犬上郡にあり(七三)、同郡に集中する京極氏の權益(多賀社地頭職(佐々木文書十)、多賀荘地頭職(佐々木文書二四、三六、六一、多賀大社文書二〇)、甲良荘地頭職(佐々木文書九、六一、伊予佐々木文書二)、石灰荘(佐々木文書二四)、一円荘(佐々木文書二四))の経営に深く関わったとみられる。とりわけ甲良荘との関係が深く、豊後守家はA下之郷城、B勝楽寺城、C八尾城を拠点としたと考えられる(図2)。

A下之郷城

『淡海木間攷』(七三)、『大洞弁天本地堂当国之城主名札』(七四)、『江州佐々木南北諸土帳』(七五)によると、豊後守家の本拠は犬上郡甲良荘三郷のうちの下郷にあったとされる(七六)。文正二年(一四六七)七月二日付け多賀大社所務渡算用状注進(多賀大社文書三二)の「一甲良米未進納」に「七斗 下郷 多賀豊後守殿」とみえるから、豊後守家居館跡は甲良町下之郷の下之郷城跡と見てよいであろう。

下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とされ、小字「北金堂」には土塁がのこる(七七)。また小字「高座」は「中世専修念仏の道場が設けられたところ」、小字「市場」「南市場」は「中世甲良市の開かれたところ」と伝承され、小字「二階堂」は『淡海木間攷』等(七八)に見える二階堂氏に因むという(七九)。『江州中原氏系図』によると、二階堂氏は多賀氏の一族の分流とされ(八〇)、豊後守家との関係が深い。豊後守家と同じく、天文三年以降はともに六角氏に従い、天文七年(一五三八)に比定される三月二七日付け六角定頼書状(六角氏文書三九五)では、貞隆が二階堂小四郎への使者に立っている。

なお、豊後守家の被官としては上述の二階堂に加えて、侍所所司代であった高忠の小所司代をつとめた「吉田」があげられる(『東寺執行日記』文明十七年八月二六日条)。

B 勝楽寺城とC 八尾城

『島記録』の「覚へ」に「豊州城、古ハヤツヲ又セウラクジナドにもありしよし申伝候」とある^(八二)。「セウラクジ」は道誉以来の京極氏の拠点勝楽寺城(犬上郡甲良町正楽寺)であり、「ヤツヲ」は明応二年(一四九三)十月に京極政経が引き退いた八尾城(犬上郡多賀町藤瀬八ツ尾山)を指す(『大乘院寺社雑事記』明応二年十月二二日条)。もとより政経と豊後守家とは関係が深いことから、上述の『島記録』「覚へ」にみえる伝承は首肯できる^(八二)。

多賀貞能隠居分(石灰荘・一円荘と甲良荘)

犬上郡内でも八尾城および勝楽寺城付近が豊後守家の拠点であったことは、天正十年八月二一日付け堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状(史料1)によっても類推できる。すなわち、天正十年八月二一日、清洲会議で佐和山城主となった堀秀政は多賀政勝(当時の出雲守家当主)と連署して、同日付で当時豊後守家当主であった多賀貞能の隠居分を定めている。それによると貞能隠居分は個別的な諸権利(権益)の寄せ集めであり、そのあり方は室町期の国人領主の所領所職と同様の特徴をもつ。そして、こうした特徴をもつ諸権利(権益)が、貞能隠居分とされた根拠について考えるとき、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指摘できる。したがって、これらについて次の如く地理的位置を比定することにより、豊後守家の本拠が浮かび上がると考えられる(図2)。

すなわち、①「上郷下郷段錢雑事銭」にみえる①a「下郷」は、上述の豊後守家の本拠・甲良町下之郷地先に比定できる。①b「上郷」についても犬上郡甲良荘三郷のうちの上郷に比定できる。現在、上郷という地名は存在しないが、尼子川の灌漑域が甲良町尼子地先を含む範囲(尼子郷)、下之郷川の灌漑域が下之郷地先を含む範囲(下郷)であることから類推すると、上郷は上之郷川の灌漑域である甲良町長寺地先を含む範囲と考えられる^(八三)。⑦「上郷地頭職」、⑧「上郷市村分」にみえる「上

郷」とあわせて長寺地先を含む範囲に比定できるだろう。

②「富尾段錢」、④「富尾宇治米」にみえる「富尾」は多賀町富之尾地先に比定できる。④にみえる「宇治」という現行地名は存在しないが、長享二年九月二五日付け下坂秀隆等連署奉書(阿波三田村文書二)に「甲良庄以宇治米伍拾石事」とみえる。富之尾の犬上川対岸の多賀町檜崎の地名は天正十九年(一五九一)四月二七日付け石田治部少輔宛蔵入目録(豊臣秀吉文書三六七二)に「かわらの内 ならさき村」とみえることから、富之尾についても甲良庄内に位置し、そこに宇治という地名(「富尾宇治」があったと考えておきたい)。

⑥「八尾米」の「八尾」は八尾城と同じく多賀町藤瀬に比定できる。⑨「池寺十坊分」の「池寺」は甲良町池寺地先に比定でき、③「西明寺反錢」にみえる「西明寺」は池寺地先東方山中の西明寺のことである。

⑩「赤田方より買地分」の「赤田方」は曾我(多賀町木曾の一部)を拠点とした赤田氏を指す。赤田氏は芹川の赤田井堰から取水する赤田井川によって芹川北岸域を開発したという^(八四)。⑫「一円小林段錢」の「一円」は多賀町一円が遺称地であり、一円庄を指す可能性が高い。「小林」は多賀町木曾地先の⑩曾我の西側に位置する。「一円小林」は一円庄内の小林を指すと考えられる。

⑪「八重練沽却錢」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。⑬「金蓮坊分」の金蓮坊は時宗四条派本山金蓮寺に比定できる。森幸安が応仁年間から天正年間(一四六七～一五九三)の京都の状況を推定、考証した宝暦三年(一七五三)編『中昔京師図』によれば、四条大路北、京極大路東の「佐々木京極館」の南側に「四条道場」とある。この寺地は道誉が寄進した(金蓮寺文書)^(八五)。延文二年(一三五七)七月八日付け足利尊氏御判御教書(金蓮寺文書)によると、道誉が「四条金蓮寺御影堂」に「近江国甲良庄領家年貢之内伍拾石」を寄進しているので、「金蓮坊分」はこれに当たると考えられる。

⑭「北安孫子之内兵衛大夫分」の「北安孫子」の遺称地は愛荘町安孫子にある。ただし、当地は明治六年（一八七三）以前は南安孫子村であったから^{（八六）}、「北安孫子」はこれより北側にあたると思われる。

なお、⑤「靈松庵并太陽寺領」についてはわからない。

こうして検討してみると、貞能隠居分の分布は多賀大社および敏満寺の南北両側の二箇所集中する。元徳二年（一三三〇）頃の敏満寺僧・同寺庄地頭代申詞記（胡宮神社文書一）によると、敏満寺は石灰荘と甲良荘の境界に位置し、「両庄兼行之寺」と記されるから、敏満寺の北側は石灰荘・一円荘内^{（⑩）}、南側は甲良荘内^{（①）}、^{（④）}、^{（⑦）}、^{（⑨）}、^{（⑬）}、^{（⑭）}はその近傍にあたる。これらの三荘園は多賀荘とともに道誉以来の京極氏の所領であるから（佐々木文書九・十・二四・三六・六一・伊予佐々木文書二、多賀大社文書二〇）、貞能御隠居分は京極氏被官としての多賀豊後守家の本領を一定程度反映していると考えられる。そして、八尾城と勝楽寺城はその分布の中心である甲良荘の近傍に位置する。

三、多賀出雲守家の歴代と本拠

（二）歴代

（夕）高直（四郎右衛門、出雲入道）

『建内記』嘉吉元年十一月二四日付け京極持清下知状の奥書に「表書云 多賀出雲入道殿」「則付所司代（多賀事也）」、『建内記』嘉吉三年（一四四三）三月二四日条に「所司代（多賀出）雲入道」とあり、文安四年（一四四七）までその徴証がある（『建内記』文安四年二月十九日条）。出雲入道は持清の最初の侍所司の在職中（嘉吉元年～文安四年・一四四一～一四四七）に所司代をつとめたと考えられる。今谷明氏はこの出雲入道について仮名、実名ともに不明だが、花押形状から本稿三（二）（チ）にあたる人物とは明らかに別人とした^{（八七）}。そして、このことは次の史

料によって確かめられる。

すなわち、『中原高忠軍陣聞書』に「去嘉吉元年赤松大膳大夫満祐法師頭、慶雲院殿様御実検のときハ、伊勢守殿宿所西向にて御実檢有、其時当方侍所なり。多賀出雲入道所司代職相抱時、出雲入道子左近将監に令指南懸御目也」とあり^{（八八）}、『伊勢貞助記』に「赤松左京太夫入道性具頸之事、山名兵部少輔捕進之事、九月廿一日也」として「於伊勢入道真蓮亭上、被懸御目侍所佐々木中務少輔持清、所司代子多賀左近将監、後二出雲入道二成也」とある。したがって、嘉吉元年にみえる所司代出雲入道は、後に（チ）出雲入道を名乗る左近将監の父である。

一方、応永三四年七月二二日付け室町將軍家御教書によると、浅井郡「錦織東郷地頭職」の給人として「多賀四郎右衛門高直」がみえている（竹生島文書三五）。仮名が「四郎右衛門」であること、実名の下一字が「直」であること、浅井郡田川流域の権益にかかわることから、高直は現在知られるなかでは最もふるい出雲守家当主と考えられる。については、活躍年代から推定すると、この多賀四郎右衛門高直こそ上述の出雲入道にあたると思われる^{（八九）}。

（チ）某（四郎右衛門尉、新右衛門、新衛門、左近将監、出雲守、出雲入道、

こかく、昌宗）

上述の『軍陣聞書』嘉吉元年条にみえる左近将監は（夕）高直（出雲入道）の子であり、後に出雲入道を名乗る人物である。左近将監としての活躍は、幕府から持清に宛てられた遵行命令の施行にあつての奉行人として見えている（醍醐寺文書六〇六・一一四七）。

一方、『基恒日記』康正元年九月八日条に「所司代多賀四郎右衛門尉」とあり、康正三年一月二九日付け五方算用状の康正二年四月二八日条（教王護国寺文書一五七五）に「所司代新衛門方（就散所事）」とある。そして、康正二年八月十七日付け近江守護奉行人連署奉書（山科家古文書）には、奉行人の一人に「多賀新左衛門尉」が見えるとともに、宛所は所

司代とみられる「多賀出雲入道殿」である。

そして『綱光公記』寛正三年九月七日条に「世上儀、為上意種々被仰付之間、京極彼官多賀新衛門可切腹云々」とあり、『大乘院寺社雜事記』寛正三年九月二一日条には「去十五日所司代多賀之新右衛門か弟將監腹切之間」とある。寛正三年九月、所司代であった多賀新衛門（新右衛門）とその弟將監が相継いで切腹している。『碧山日録』寛正三年十月四日条の「多賀雲州守某、坐殺元明之過、免司官職」はこれを受けた記事とみられるから、康正元年から寛正三年にかけての所司代は多賀出雲守（出雲入道）四郎右衛門尉（新衛門、新右衛門）であったことがわかる。

『尊経閣古文書纂』実相院東寺宝菩提院文書一所収、長祿四年（一四六〇）十一月二一日付け東寺雜掌宛書状に「多賀出雲 昌宗」とある。『江北記』によれば、「大成」（宗直）の祖父は「こかく」である（史料2）。
(ツ) 某（將監）

『大乘院寺社雜事記』寛正三年九月二一日条「去十五日所司代多賀之新右衛門か弟將監腹切之間」とある。出雲守となった兄の官途「左近將監」を継承したと考えられる。

(テ) 清直（四郎右衛門尉、出雲守、出雲入道、とくけん、とくけむ）
文明二年に竹生島年行事中宛てに浅井郡「馬渡御料所之内竹生島領之事」「錦織郷之内竹生島領之事」を安堵した「多賀四郎右衛門尉清直」がみえる（竹生島文書六一・六二）。『山科家礼記』文明三年（一四七二）十月三日条所収「山科内藏頭家雜掌謹言上」にある飛驒国「守護化（代）多賀出雲入道」はこの清直である。そして、政経が近江守護職に補任された直後の文明五年十月十日、足利義政は政経に「多賀四郎右衛門尉清直自然雖有申子細、不可許容也」と命じるなど（佐々木文書一七三）、政経および高忠と対立している。この清直こそ『江北記』にみえる「多賀出雲守とくけん」「とくけむ出雲事也」であり^(九〇)、「多賀豊後智也」であった（史料2）。『雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条に「今月十

一日多賀四郎右衛門已死去上者、大慶不過之云々」とみえ、文明十一年八月十一日に没したことがわかる^(九二)。

(ト) 某（慶藏主）
『親元日記』文明十年十月二五日条に「彼雜掌（多賀四右弟慶藏主）」とある。慶藏主は高直の雜掌であり、清直の弟である。

(チ) 高信（越中守）
文明十年十月二二日、高直（佐々木六郎）と清直（多賀四郎右衛門尉清直）が西軍に与したことを許された際、清直の名代として高信（多賀四郎右衛門代同名越中守高信）「多賀四郎右衛門代名越中守」「多賀越中守」が出席している（『親元日記』文明十年十月二二日条、同月二七日条、同年十一月一日条、同月八日条）。系譜上の位置は不明ながら、清直と近い関係にあった出雲守家の有力者であろう。

(ニ) 宗直（兵衛四郎、大成）
『雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事について「子息多賀兵衛四郎」とみえる。また、『江北記』に「多賀兵衛四郎大成」「大成兵衛四郎」とみえる（史料2）。そして、文明十八年九月十三日付け多賀宗直安堵状（土佐若宮文書）や『今井軍記』秀遠項^(九三)によると実名は「宗直」である^(九三)。文明十八年八月十七日以前に、材宗と結んで高直に反乱し、長享元年に浅井郡「月瀬」にて自害した（『江北記』^(九四)。宗直の実名は材宗の偏諱を受けたとみられる。

(又) 又三郎
『江北記』に「大成」の「弟の又三郎」とある。長享元年、宗直に従って「国友兵庫助屋敷へ陣取」り、高直に攻められた^(九五)。

(ネ) 勝直（四郎右衛門尉、正雲）
『江北記』に「大成兵衛四郎」の「其次正雲四郎右衛門事、其頃四郎右衛門にて八月十三日内保合戦にて討死也」とある（史料2）。また、大永八年（一五二八）六月八日付け多賀政忠書状（史料3）には「竹生

島神領並諸役免除之事、親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之儀候也」とある。勝直は宗直の子であり、政忠の親である。

また、宗直は長享元年に自害し、勝直は享禄元年（大永八年）に比定される「八月十三日内保合戦」〔幻雲文稿〕浅見東陽宗春甲冑肖像賛^{（九六）}で討死しているのが、永正七年に比定される二月二三日付け足利義尹御内書にみえる「多賀四郎右衛門尉」は勝直であることがわかる（昔御内書符案所収文書三）。一方、『近江坂田郡志』等は天文七年九月十六日付け宗清・沙弥昌運連署書状（上平寺文書一）にみえる「昌運」を「正雲」と見て、勝直に比定するが^{（九七）}、「八月十三日内保合戦」の年代比定が正しければ、「昌運」は「正雲」でなく勝直でもない。

（ノ）政忠

大永八年六月八日付け多賀政忠書状（史料3）には「竹生島神領並諸役免除之事、親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之儀候也」とある。政忠は勝直の子であり、政忠は裁定にあたって先例（根拠）を継承している。多賀出雲守家の裁定の論理が一定存在したことがうかがえる。

（ハ）政勝・秀種・秀家（源千代、源介、嶋庵）

天正十年八月二一日付け堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状（史料1）に、「多賀新左衛門尉殿」に宛て「貞能御隠居分之事」を定めた「多賀源千代政勝」がみえる。政勝は堀秀政の弟秀種（堀源介、多賀源介、中原秀家、嶋庵）と同一人物といい、貞能（豊後守家）を継承したとされる^{（九八）}。しかしながら、「多賀源介」は天正十二年に出雲守家所縁の尊勝寺、三田村、田根庄を宛行われていること（史料6）、「中原秀家」は出雲守を受領していること（天正十六年四月十三日付け口宣案、多賀道吉氏所蔵文書）から、秀種は出雲守家を継承したとみられる。佐和山城主堀秀政とともに連署した史料1の政勝の立場は、出雲守家当主としてであったと考えられる。子孫は加賀藩士として存続した。

（参考）直能（掃部助）、直信（藏人）、直頼（兵衛次郎）

文明十二年三月二九日付け寄進状にみえる「多賀掃部助直能」（多賀文書）、成菩提院寄進過去帳の永正十六年（一五一九）二月一日条の「多賀藏人直信」、同天文十二年（一五四三）十月一日条の「多賀兵衛次郎直頼」^{（九九）}は、出雲守家の庶子家一族と見られる。『江州佐々木南北諸士帳』^{（一〇〇）}の浅井郡野村（長浜市野村町）に「住佐々木京極隨兵 多賀左近」とあり、同地の多賀左近館跡に拠ったとされる^{（一〇一）}。

（参考）某（三郎右衛門）、公清（三郎右衛門）

多賀三郎右衛門家も同じく出雲守家の庶子家一族と見られる。京極政経が書状を宛てた「多賀三郎右衛門」（上野文書二）と、竹生島「瑠林坊御坊中」に書状を宛てた「多賀三郎右衛門」公清」（竹生島文書二二六）は父子であった可能性がある。『江州佐々木南北諸士帳』によると、浅井郡における多賀氏の住所記事は上述の野村を除けば、浅井郡三田村（長浜市三田町）に「佐々木京極隨兵 多賀備中守」とみえるのみだが^{（一〇二）}、多賀三郎右衛門家との関係はわからない。

（二）本拠

出雲守家の本拠は浅井郡の田川流域にあったと考えられる^{（図4）}^{（一〇三）}。A 尊勝寺（長浜市尊勝寺町）、B 中野（長浜市中野町）、C 月ヶ瀬（長浜市月ヶ瀬町）、D 錦織（長浜市錦織町）がそれぞれであり、出雲守家と田川流域との関係は深い。田川の上流には、京極氏が地頭職にあった田根庄（佐々木文書十七）や、文和二年（一三五三）に京極高秀が違乱した浅井庄（菅浦文書七七二）があった。多賀出雲守家は浅井郡尊勝寺を拠点にこれらの京極氏権益の経営にかかわっていたと考えられる。

A 尊勝寺

尊勝寺は後に戦国大名化した浅井氏の小谷城下町の一角にあたる。当地は北陸と東海とを結ぶ北国往還、小谷と南近江・畿内とを結ぶ小谷道、

それに琵琶湖上交通につながる田川の舟運という、水陸交通の結節点にあった。近江北郡を支配するうえでの地政学上の要衝であり、大永五年（一五二五）の六角定頼による浅井氏攻めにおいて、六角氏が尊勝寺に布陣したことも（六角氏文書二四八）、それゆえのことであった。

寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清泉寺住持春浦和尚」に宛て寄進した寺領五個所のうちに、近江国「浅井郡内尊勝寺領家分」「北郡湯次上庄内三田村」がある（史料4）。清忠は豊後守家につらなる人物であるが、応仁・文明の乱以前の寛正六年当時、出雲守家と豊後守家は婚姻関係を結ぶほどの蜜月状態にあったと考えられる。のちの文明十八年、多賀宗直が材宗や多賀経家と結んで高次に反乱したとき、三田村又三郎が宗直の軍勢に加わっていたことから見ても（『江北記』^(一〇四)、阿波三田村文書一）、これらの経営に多賀出雲守家がかかわっていた可能性は高いと考えられる。

また、上述の宗直が高次に反乱して敗れて自害した直後、そして將軍義尚が近江へ出陣（長享の乱・第一次六角征伐）する直前にあたる長享元年八月二一日、幕府は「浅井庄尊勝寺領家分等事、代官入部云々、早退違乱族、沙汰居庄家、可被全所務、更不可有遲怠之由」を命じている（史料5）。この奉書の宛先の「多賀新左衛門尉」経家は当時の豊後守家当主であり、材宗と結んだ宗直とも通じていたとみられる。さらに言えば、出雲守家を継承した「多賀源介」が尊勝寺、三田村、田根庄を宛行われていることから見ても（史料6）、尊勝寺と出雲守家との関係は深い。ところで、尊勝寺村在住の岡本山人の編著にかかる寛政五年（一七九三）『平埜庄郷記』によると、尊勝寺の称名寺の寺地東側に「往昔国司守護屋敷」、その道向かいは「国司祈願所」「尊勝寺屋敷」「ドテ今少残」「三方堀今二堀ノ割有リ」の註記がある（図5）^(一〇五)。尊勝寺集落の西側一帯は現在も土塁や堀跡が明確に観察できる巨大な城館跡であり、小島道裕氏は「集落の西側の称名寺を含む一帯は、南北三町東西四町に及ぶ性

格のよくわからない巨大な城館跡」^(一〇六)、また「複数の在地領主居館の複合体の可能性など」とし^(一〇七)、藤岡英礼氏は「中世的な環濠屋敷群の色彩を色濃く残」しつつ、豊臣期に「一定度の軍事的期待を持って」形成された「蔵入地支配の拠点」と考えた^(一〇八)。

しかしながら、天正十年と推定される七月朔日付け卜真齋信貞書状（史料7）によると、その実は尊勝寺の称名寺の寺地東側は「多賀古屋敷」と認識されていた。それが寛政五年には「往昔国司守護屋敷」「中古大橋丹波住」と伝承化したことを考慮すると、当該地は高次に推戴した出雲守家の拠点と推定できるだろう。

B 中野・C 月ヶ瀬

月ヶ瀬と中野は、宗直が文明十八年から材宗と結んで高次に反乱した際の軍事拠点であった。長享元年四月、宗直は中野を陣所として高次に戦って敗れ、月ヶ瀬に逃れて自害している（『江北記』^(一〇九)）。

D 錦織

錦織は、高直が応永二八年（一四二一）まで錦織東郷地頭職を知行していた（竹生島文書三五）。また、康正元年頃、錦織東西郷の「錦織北方地頭職」は昌宗（こかく）が知行していた（宮司公文抄所収文書三）。

(三) 配下

宗直の軍勢

文明十八年、宗直が材宗と結んで高次に反乱したとき、宗直には若宮藤六（土佐若宮文書）、三田村又三郎（阿波三田村文書一等）、堀次郎、鹿目平左衛門尉、上津次郎らが従っていた（『今井軍記』秀遠項^(一一〇)）。そして、長享元年四月、宗直の弟又三郎は国友兵庫助屋敷に陣取り（『江北記』^(一一一)）、国友河原合戦では赤尾新左衛門、三木九郎左衛門、箱根弥八、富永掃部助、古沢次郎右衛門らが宗直に従っていた（『今井軍記』秀遠項^(一一二)）。

以上の諸氏のうち、赤尾氏は伊香郡赤尾（長浜市木之本町赤尾）、三田村氏は浅井郡三田（長浜市三田町）、堀氏は浅井郡田川流域（後述）、国友氏は坂田郡国友（長浜市国友町）、若宮氏は坂田郡飯村・長沢（米原市飯・長沢）、富永氏は坂田郡富永荘（米原市上多良ほか）、古沢氏は犬上郡古沢（彦根市古沢町）が本拠とみられる。三木氏は飛騨国で活躍する三木氏の一族であろう。

大橋氏

大橋氏は宗直の軍勢にはみえないが、多賀出雲守家と同時期に田川流域を活動拠点としていたことが知られる（図4）。

応永十五年十二月七日付け室町幕府御教書に「大橋月瀬入道」（沙々貴神社文書二）、永享十一年（一四三九）四月二五日付け『八幡宮塔供養奉加帳』引馬次第に「大橋月瀬殿」と見える。大橋月瀬入道、大橋月瀬殿は⑤月ヶ瀬に住した大橋氏の一族とみられ、永禄年間（一五五八～一五六九）頃、大橋安芸守清定^(一三)は月ヶ瀬から惣持寺に預け置かれた代物の引き渡しについて、浅井又三郎に伝えている（惣持寺文書八九）。また、応永十五年、大橋月瀬入道は堀弥次郎とともに大覚寺領田河荘の②伊部郷と③中野郷を押妨している（沙々貴神社文書二）。

『八幡宮奉加帳』勸進猿楽出銭の永享七年（一四三五）七月日付け棧敷注文次第不同に「大橋殿 丁□」とある。「丁□」は④丁野とみられる。長禄三年（一四五九）、大橋左京介による建仁寺広灯庵末寺の江州⑥宮部慈光庵の押領が問題となっている（『蔭涼軒日録』長禄三年九月二九日条）。

明応十年（一五〇一）三月二三日、中野妙藏坊実証は開山忌にあたって、惣持寺に「福永庄之内字高町」の一反を寄進した。③中野に住む妙藏坊実証は「開山末弟大橋妙藏坊」であった（惣持寺文書四四）。

文明二年五月十六日付け⑦難波午頭天王寄進帳（難波八坂神社文書四）には⑧「新井大橋殿」が見える。くだって天文五年（一五三六）、大橋

家久は難波午頭天王に「字宮里北」の田地一段を寄進し（難波八坂神社文書三）、天文二〇年（一五五一）にも「新井」「大橋修理」が見えてい（難波八坂神社文書四）^(二四)。

なお、①尊勝寺について、上述の『平埜庄郷記』は称名寺の寺地東側を「多賀古屋敷」とし、あわせて「中古大橋但馬守住」と註記する（図5）^(二五)。また、地元では田川を「大橋川」と呼ぶ^(二六)。

以上、大橋氏は①尊勝寺（長浜市尊勝寺町）、②伊部（長浜市湖北町伊部）、③中野（長浜市中野町）、④丁野（長浜市小谷丁野町）、⑤月ヶ瀬（長浜市月ヶ瀬町）、⑥宮部（長浜市宮部町）、⑦難波（長浜市難波町）、⑧新居（長浜市新居町）、⑨下八木（長浜市下八木町）といった田川流域を中心として、多賀出雲守家と同時期に活発に活動していたことが知られる。享禄四年（一五三一）に比定される四月十二日付け浅井亮政書状によると、大橋三郎左衛門尉は箕浦河原合戦において戦功をあげた三田村又四郎宛て感状の使者となっている（阿波三田村文書七）。三田村又三郎は、文明十八年に材宗に従った三田村又四郎（阿波三田村文書一）の子孫であろうことを考慮しても、大橋氏は多賀出雲守家と浅からぬ関係にあったことがうかがわれる。

堀氏

堀氏は本来、坂田郡天野川流域を本拠とする。堀氏も宗直の軍勢にはみえないが、はやくから浅井郡田川流域に進出し、上述の大橋氏との関係もうかがわれる。すなわち、応永十五年十二月七日付け室町幕府御教書によると、堀弥次郎は大橋月瀬入道とともに大覚寺領田河荘中野郷、伊部郷を押妨している（沙々貴神社文書二）。また、康正元年に多賀出雲が錦織東西郷の「錦織北方地頭職」であったとき、堀氏は「錦織南方地頭職」であった（宮司公文抄所収文書三）。さらには永享十一年十二月十日付け堀忠清売地券に「弓削稲場堀忠清」とあり（黄梅院文書一）、堀氏が弓削・稲葉（長浜市弓削町・稲葉町）に住したことがうかがわれる。

浅井氏

浅井氏も宗直の軍勢にはみえないが、浅井氏の本拠丁野郷（長浜市小谷丁野町）は、多賀出雲守家が拠点とした中野郷と隣接し、両郷は餅ノ井水の管理、運営を通じて深い関係にあったことが知られる。そして、このことを念頭に、多賀出雲守家の当主の実名と浅井氏当主の実名を見比べると、前者は高直、清直、宗直、勝直、後者は直種（清水寺再興奉加帳）、直政（竹生島文書七六・七七）であり、浅井氏当主が多賀出雲守家当主の偏諱を賜っているように見える。両者には浅からぬ関係があった可能性がある。

おわりに

多賀氏は京極氏の最有力被官（内衆）として、南北朝期から戦国期にかけて、近江北郡および北近江の政治史において、きわめて重要な役割を果たした。とりわけ、文明年間における多賀出雲守家の政治的地位の更新（創出）は、後の浅井氏に至る地域権力の先駆け（胎動）であったと考えられる。それにもかかわらず、高忠の事績を除けば、多賀氏の研究は立ち遅れてきた。そこで、本稿ではまず多賀氏の系譜について、ついで豊後守家と出雲守家の歴代や本拠等の動向について明らかにした。

ここでは、その内容をいちいち繰り返さないが、豊後守家の本拠が犬上郡にあり、出雲守家のそれが浅井郡にあったことを確認するとき、文明年間において出雲守家が豊後守家を凌ぎ、京極高清を推戴して権力をうち立て得た背景には、浅井郡には犬上郡にはない政治的・経済的優位性があったことが指摘できる。すなわち犬上郡は京極氏の影響力が及ぶ勢力圏（北近江）にあったとしても、京極氏の軍事指揮権が及ぶ分郡（北郡）には含まれない。浅井郡はその両者に含まれ、とりわけ後者については地理的中心に位置するのである。

そして、特筆すべきは出雲守家が本拠とした浅井郡田川流域は水陸交通の結節点にあり、後に戦国大名として成長する浅井氏が城下町（伊部・尊勝寺）を営んだところである。北国往還は北陸と東海とを結び、これに交差する小谷道は南近江・畿内へとつづき、田川の川湊（地名「船場辻」）は琵琶湖の船運へとつながる物流拠点として機能した^(二一七)。また、出雲守家が拠点とした月ヶ瀬城は浅井氏にとっても滅亡の直前に至るまでの重要な拠点であった（『信長公記』^(二一八)）。文明年間において出雲守家が高清を推戴し、十四年間にわって権力をうち立て得た背景の一つには、浅井郡の田川流域を拠点としたことにあると考えられる。

（きたむら よしひろ 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

文化財活用推進・新文化館開設準備室参事
兼滋賀県立琵琶湖文化館参事）

謝辞

本稿の執筆にあたり、隣席の井上優さんより、多くの有益なご教示を賜りました。記して深甚の謝意を表します。

註

- (一) 『近江坂田郡志』中巻、坂田郡役所、一九一三年、三三九～三四六頁。『東浅井郡志』巻一、東浅井郡教育会、一九二七年、七二三～七二四頁。『改訂近江国坂田郡志』第二巻、坂田郡教育会、一九四一年、二七七～二九三頁。
- (二) 『久徳史』多賀町久徳区、一九六八年、八～九・十五～十七頁。『甲良町史』甲良町、一九八四年、一七三～一八一・二四七～二五一頁。『多賀町史』上巻、多賀町、一九九一年、三〇七・三一～三一八頁。川並稔男『古代・中世の下之郷』私家版、一九八九年、三七～五三頁。『下之郷の歴史』甲良町下之郷の歴史編纂委員会、二〇〇一年、八五～九三頁。本田洋『企画展 明

智光秀と戦国の多賀 多賀町立博物館、二〇二〇年

(三) 『多賀神社史』多賀神社、一九三三年、二二二～二六頁。久保田収「中世の多賀大社」『神道史研究』第十八巻第五・六号、神道史学会、一九七〇年

(四) 奥村哲「豊臣期武将の軌跡―多賀秀種の場合」『北陸史学』第二十七号、北陸史学会、一九七八年、二二～三四頁。小菅一彦「近江の多賀氏に関する考察」私家版、一九八七年。多賀高朗『多賀家物語―わが家系千四百年の旅―』

歴史「一族叢書」ブックレット、総合出版社「歴史」、二〇〇五年。小菅一彦「古代の芹川、犬上川扇状地開発と多賀信仰」サンライズ出版、二〇一二年、四八～五八・六〇～六四頁

(五) 二木謙一「室町幕府侍所司代多賀高忠―大乱期近江守護代層の動向と所司代の性格」『國學院大學紀要』第十二巻、一九七四年（二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八〇年、二五七～二九七頁に「第二編第三章 故実家多賀高忠」として再録。本稿では同書を参照、引用した）。

(六) たとえば二木謙一『中世武家儀礼の研究』二五七～二九七頁の註(十二)(十三)。

(七) 二木氏は「出雲守・豊後守はいずれも単なる官途・通称にすぎないが、高忠の頃の両多賀家を記すにあたって、便宜上用いる」とする（二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八三頁の註(十一)）。本稿ではこれに従う。

また、京極氏の守護職補任に伴い、飛騨国や出雲国、隠岐国に進出した多賀氏がいたが、ここでは京極氏被官の近江の多賀氏（豊後守家、出雲守家）に限って扱うこととする。

なお、出雲においては文明年間（一四六九～一四八七）頃から平田地域（島根県出雲市平田町）や多禰郷地域（島根県雲南市三刀屋・掛合町）に多賀氏の定着がみられるという（藤岡大拙「掛合多賀氏について」『島根地方史論攷』ぎょうせい、一九八七年、一五四～一六〇頁。山崎誠「出雲多賀氏について」『山陰史談』第三〇号、山陰歴史研究会、二〇〇二年、三二～五四頁）。飛騨については『山科家礼記』文明三年（一四七二）十月三日条に多賀出雲入道（清直）が守護代として見えるものの、多賀氏が飛騨に定着した

明確な徴証は見当たらない。隠岐の状況についてはよくわからない。

他方、明徳三年八月二八日の相国寺供養において、將軍義満に供奉する後陣の三番左列に、六角満高（佐々木備中守源満高）の敷皮役として多賀康貞（敷皮役多賀五郎左衛門尉平康貞）が見える（『相国寺供養記』）。この平姓多賀氏は六角氏の有力な被官であり、蒲生郡多賀（近江八幡市多賀町）を名字の地とする可能性がある。

(八) 永正五年（一五〇八）十月二日、京極政経（宗濟）は「讓状并代々証文等」を尼子経久と「多賀伊豆守」に預け置き、孫の吉童子（材宗の子の可能性もある）にたしかに渡すよう依頼している（佐々木文書二二二）。多賀氏は出雲においても、尼子氏と並ぶ最有力の被官であったことがうかがわれる。

(九) 北郡は京極氏の軍事指揮権が及ぶ分郡をいう。南北朝期には伊香郡・浅井郡・坂田郡・犬上郡の四郡であったが、室町期・戦国期には犬上郡が除外され三郡となった（北村圭弘「南北朝期・室町期における京極氏権力の形成」『紀要』第三一号、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、二〇一八年、四七～六四頁）。

北近江については『大乘院寺社雜事記』明応二年十月二二日条に「江州八大膳大夫引退、在八尾城、自細川可合力云々、中務少輔打入北近江、持濟院・朝倉以下合力云々」とあるように、戦国期においても八尾城がある犬上郡が含まれていた。そして、『満濟准后日記』永享六年（一四三四）十月一日条に「江州北方事、京極沙汰之同前云々」とあるように、京極氏の影響力が強く及ぶ勢力圏を北方と呼ぶことがあった。

つまるところ、室町期・戦国期においては、京極氏の軍事指揮権が及ぶ伊香郡・浅井郡・坂田郡の三郡を北郡と呼び、それに京極氏の影響力が強く及ぶ勢力圏（原則として、犬上郡とその周辺）を加えた範囲を北近江（近江北方）と呼んだとみられる。ただし、北近江の範囲は時期によって伸縮する。

(十) 太田亮「姓氏家系大辞典」第三巻（磯部甲陽堂、一九四三年、三二五〇～三二五三頁）

(十一) 『多賀神社史』二二三～二四・五九～六二頁

- (十二) 『多賀町史』上巻、三一―一頁
- (十三) 『近江坂田郡志』中巻、四九三―四九四頁
- (十四) 宇多源氏佐々木氏の一族という坂田氏高の次男を多賀氏の祖とする系図もある(『多賀神社史』二五頁)。
- (十五) 『海東諸国紀』一二九―一三〇・三三二―三三三頁
- (十六) 『姓氏家系大辞典』第三巻、三二五―一頁
- (十七) 『寛永諸家系図伝』第十四、二〇七頁
- (十八) 『新訂寛政重修諸家譜』第十一、一七四頁
- (十九) 『群書類従』第二輯、七八―七九頁
- (二〇) 『近江坂田郡志』中巻、四九八頁
- (二一) 『改訂史籍集覽』第三冊、一一五頁
- (二二) 『東浅井郡志』巻一、六三六―六三七頁
- (二三) 『近江坂田郡志』中巻は「現に朝鮮の李王職ある多賀高延氏の家に伝ふる古系図」(四九七―四九八頁)を示す。『多賀家物語』によると、著者高朗氏の祖父高延氏は「日韓併合前後の数年を韓国統監府、朝鮮総督府に勤務」(三九―四〇頁)したとあるから、この「古系図」は旗本多賀氏に伝わった「正徳四年(一七一四)に再製された『多賀系伝』(七頁)と考えられる。
- (二四) 『海東諸国紀』には、先の記事に引きつづき文明「三年辛卯又有榮熙遣使來朝、書称山陰路隱岐州守護代佐佐木尹左近將監源榮熙、其使人言生觀同母弟也、初以高忠既称生觀之兄、又榮熙又称其弟、其所言難信、不許接待、其使強留不還、乃以對馬島特選例接待、其使言、於礼曹曰、生觀兄弟只榮熙一人耳、高忠乃生觀族親之為麾下者也、榮熙時居隱岐州」とある(一二九―一三〇・三三二―三三三頁)。二木氏はこれらの記事について「いずれにしても信用に足るものではない」としている(『中世武家儀礼の研究』二八六頁の註(十八))。
- (二五) 高忠を高数弟とする説は根強い(『多賀町史』上巻、三一七頁。『甲良町史』二四八頁)。
- (二六) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八六頁の註(十九)(二〇)

- (二七) 『草根集』八〇八・八四八頁、九二一―〇一―九二一―〇五、一〇一―四五九―一〇一―四六四
- (二八) 『寛永諸家系図伝』第十四、二〇七頁
- (二九) 『続群書類従』第七輯上、三八・四四頁。三九頁に「朱雀院御宇、江州七郡国司賜之」とある。
- (三〇) 『続群書類従』第七輯上、四四頁では秀仲ともいう。秀は季の誤字であろう。
- (三一) 『続群書類従』第七輯上、四四・四六・四八・五〇頁
- (三二) 久保田収「中世の多賀大社」五八―六四頁。正元元年十一月十七日付け北条義時書状(多賀大社文書一)に「近江国多賀社郡坐「衆」、左衛門尉家盛(号御家人)与、当社神官刑部丞□家、掃部允資盛(号御家人)相論條々事」とある。久保田氏はこの家盛と資盛を多賀氏と考えている。「左衛門尉家盛」「資盛」という官途名や実名から、その可能性は高いだろう。
- (三三) 久保田氏と二木氏は、文永六年(一二六九)十月七日付け両六波羅探題連署御教書(多賀大社文書三)にみえる「近江国多賀社神官兼御家人左衛門尉宗信、左兵衛尉忠直、并盛仲代子息僧□□等」を多賀氏とする(久保田収「中世の多賀大社」六〇頁。二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八二頁の註(七))。その根拠は明確に示されていないが、「左衛門尉」「左兵衛尉」という官途名から、その可能性は高いと考えられる。
- (三四) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二六〇頁
- (三五) 多賀大社文書十八にみえる「多賀平三左衛門入道子息平□□」は、多賀大社文書二〇にみえる「多賀平内左衛門尉家貞」と同一人物の可能性がある。
- (三六) 多賀大社文書二〇にみえる「多賀平内左衛門尉家貞」は南朝方であった可能性がある。
- (三七) 『太平記』巻三、一五五頁
- (三八) 多賀大社文書十六によると、多賀荘半分が五辻宮から多賀社に寄進されている。これも本来は京極氏の所領であった可能性がある。
- (三九) 「多賀太郎左衛門尉」は、多賀大社文書十五にみえる「多賀長基」の可能性

がある。

(四〇) 古野貢『中世後期細川氏の権力構造』吉川弘文館、二〇〇八年

(四一) 『群書類従』第二輯、七五・八〇頁

(四二) 『近江坂田郡志』中巻、四九三〜四九五・五〇〇〜五〇一頁

(四三) 『東浅井郡志』巻一、七二四頁

(四四) 『改訂近江国坂田郡志』第二巻、三四五頁

(四五) 『甲良町史』(二五〇頁)は「雲州家」「豊州家」、「多賀町史」上巻(三二七頁)は「雲州系」「豊州系」と呼ぶ。

(四六) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二二六頁

(四七) 今谷明氏は、京極高秀の侍所所司の在職期間を延文二年九月から貞治二年

(二二六三) 七月十日までとし、勸修寺文書に奉行人の一人として多賀將監

久直が見出せるとする(今谷明「第一章 増訂室町幕府侍所頭人並山城守

護 付所司代・守護代・郡代 補任沿革考証稿」『守護領国支配機構の研究』

法政大学出版局、一九八六年、二〇・二五頁の註(八)。延文五年(一三六〇)

十一月十九日付け多賀久直打渡状案(勸修寺文書)にみえる久直がそれで、

この実名は「直」を通字とする出雲守家との関係を推測させる。そして、

正平六年八月十八日、道誉と秀綱が近江鏡宿に率いた「当国勢三千余騎」

中にみえる「多賀將監」(『太平記』巻三、一五五頁)は、活躍年代から見て、

久直と同一人物であろうと考えられる。「左近將監」「將監」は多賀出雲守

家の官途(本稿三(一)(チ)(ツ))でもあるので、この久直こそ今のところ

知られる最もふるい出雲守家当主の可能性がある。久直と浅井郡との関

係を示す史料は見あたらないが、久直の活躍時期に近い文和元年(一三五二)、

道誉は足利義詮から田根莊地頭職を宛行われている(佐々木文書十七)。多

賀出雲守家は浅井郡田川の流域を本拠とし(後述)、田根莊が田川の上流に

位置することを考慮すると、多賀氏の浅井郡進出の背景には田根莊等の経

営への関与があったと考えられる。

(四八) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八三〜二八四頁の註(十三)

(四九) 続群書類従本『江州中原氏系図』では「多賀左近左衛門」(仲平の孫にあた

る信忠の次子信景)、「多賀中九郎」「右衛門」(信忠の長子信宗の三男真永が、

最初に「多賀」を名乗る人物として記される(『続群書類従』第七輯上、五

〇頁)。戦国期に「豊後守」を名乗る一族の仮名は「左衛門」、「出雲守」を

名乗る一族の仮名は「右衛門」によって特徴づけられるから、この系図で

は信景が「豊後守家」の祖、真永が「出雲守家」の祖と位置づけられてい

ると考えられる。

(五〇) 『改訂近江国坂田郡志』巻二、三四二頁

(五一) へは割注。以下、同じ。

(五二) 『近江坂田郡志』中巻、四九六頁

(五三) 井上寛司氏は「平田のちかき」は平田地頭の誤りとした(井上寛司「中世

の都市・平田」『郷土史ひらた』第二号、平田郷土研究会、一九九一年、五頁)。

(五四) 『群書類従』第二輯、七八頁。大源は「だいげん」と読むとみられる(二

木謙一『中世武家儀礼の研究』二八四頁の註(十三)の(ロ)。

(五五) 山崎誠「出雲多賀氏について」三五頁。なお、藤岡大拙氏は応永九年(一

四〇二)十一月五日付け大林寺文書にみえる「掃部頭中原朝臣満親」を平

田多賀氏の祖とする(藤岡大拙『島根地方史論攷』一五六頁)。また、井上

寛司氏はこの文書自体は後世の写しで中世文書としては疑問があるとしつ

つも、十五世紀前半代に遡上する平田多賀氏について一定の事実を伝えて

いるとする(井上寛司「中世の都市・平田」四〜五頁)。

(五六) 山崎誠「出雲多賀氏について」三五〜三六頁

(五七) 井上寛司「中世の都市・平田」五頁。なお、『大日本古文書』家分け第十七、

大徳寺文書之三は、文明九年二月九日付け多賀秀長寄進状(大徳寺文書一

二三六)の「寿峰」に宗椿と注記する。

(五八) 『改訂近江国坂田郡志』第二巻、三四五頁

(五九) 『金剛輪寺下倉米銭下用帳』長享元・二年条(四〜六・八〜十頁)および明

応四・五年(十四・十八〜二二・二四・二六〜二八頁)

- (六〇) 馬田綾子「中世東寺の過去帳について」(科学研究費助成事業報告書 二〇〇四年度研究成果報告書概要『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』高橋敏子(東京大学史料編纂所)、二〇〇五年、一〇一頁、No.八七五・八七六)
- (六一) 祐川恵理「近江国多賀社本願の成立と展開」(豊島修・木場明志『寺社造営勸進本願職の研究』清文堂出版、二〇一〇年、六〇～六五頁)
- (六二) 『改訂史籍集覧』第三冊、一一七頁
- (六三) 『金剛輪寺下倉米錢下用帳』六二・八二・八八頁
- (六四) 馬田綾子「中世東寺の過去帳について」一〇一頁、No.八七六
- (六五) 『信長公記』一一八・一三三・一五一・一五五・三三八・三六二・三六四・三七五頁
- (六六) 『信長公記』四〇〇頁
- (六七) 『川角太閤記』山崎合戦之事、七九頁。江村宗具(永祿八)寛文四年)の雑談を書き留めた『老人雑話』には「多賀信濃守」と見える(四六四頁)。
- (六八) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典』吉川弘文館、一九九五年、二五二頁
- (六九) 多賀高朗『多賀家物語』十七頁
- (七〇) 山崎誠「出雲多賀氏について」三三頁
- (七一) 『金剛輪寺下倉米錢下用帳』十二・十五～十七・二三・二四頁。
- (七二) 二木氏は、豊後守家の拠点を犬上郡官居城とするが(二木謙一『中世武家儀礼の研究』二六一頁)、官居城については詳細不明。
- (七三) 『淡海木問攷』第一分冊、五一頁
- (七四) 『彦根市史』上冊、二七〇頁
- (七五) 『滋賀県中世城郭分布調査』五、滋賀県教育委員会、一九八七年、六二頁
- (七六) 宮島敬一『近江浅井氏』人物叢書新装版、吉川弘文館、二〇〇八年、七二～七三頁。彦根市史編集委員会『彦根市史』第一巻通史編・古代・中世、彦根市、二〇〇七年、五九五頁。『甲良町史』二五〇頁
- (七七) 山田昌功「下之郷城」『滋賀県中世城郭分布調査』五、三四・一五八頁
- (七八) 『淡海木問攷』第一分冊、五一頁。『大洞弁天本地堂当国古城主名札』(彦根市史)上冊、二七〇頁。『江州佐々木南北諸土帳』(滋賀県中世城郭分布調査)五、六二頁)
- (七九) 川並稔男『古代・中世の下之郷』二〇頁
- (八〇) 『統群書類従』第七輯上、五一頁。信景の兄弟の信宗の曾孫である信繼に「甲良左衛門太郎」「始号二階堂」と註記される。
- (八一) 小和田哲男『戦国史叢書八 近江浅井氏』二八七頁。勝楽寺城・八尾城については『多賀町史』上巻(五五〇～五〇四頁)を参照。
- (八二) 桂城神社神輿裏書写には「多賀豊後守高忠八尾城主依被籠」とある(川並稔男『古代中世の下之郷』三一頁)。
- (八三) 灌漑域については次の研究を参照した。野間晴雄・小林健太郎・高橋誠二「犬上川扇状地と芹川中流域における水利の特質の比較―条里縁辺地域の分布と対応のための前提―」『条里縁辺地域における水利・土地利用システムの歴史地理的研究』昭和六一年度科学研究費補助金(一般研究A)研究成果報告書、一九八七年、六八～七三頁)
- (八四) 『多賀町史』上巻、四二八～四三二頁。ただし、永正の頃(一五〇四～一五二一)、赤田隼人正隆は家臣を引き連れ、八町城(豊郷町八町)へ移住し、曾我信濃守を称したという(四二九頁)。水利については、野間晴雄ほか「犬上川扇状地と芹川中流域における水利の特質の比較」(『条里縁辺地域における水利・土地利用システムの歴史地理的研究』七三～七六頁)を参照。
- (八五) 延文元年(一三五六)八月十八日付け足利尊氏御判御教書。金蓮寺は天明八年(一七八八)の大火後次第に退転し、大正十五年に現在地の京都市北区鷹峯藤森町に移転した(『京都市の地名』日本歴史地名大系二七、平凡社、一九七九年、七二二頁)。
- (八六) 『滋賀県の地名』日本歴史地名大系二五、七六二頁
- (八七) 今谷明『守護領国支配機構の研究』三三三頁の註(二〇四)
- (八八) 『群書類従』第三輯、二九五頁

(八九) 岡村利平『飛騨編年史要』(住伊書店、一九二二年、一一一頁)の永享七年

(二四三五) 六月二日条に「京極持高、多賀四郎右衛門尉を飛騨国守護代として入部せしめ、大野郡石浦、岡、山田、河瀬、掛樋並益田郡歳入七箇所を除くの外は、守護代の給分と定むと伝う」とある。根拠は不明だが、永享七年時点での「多賀四郎右衛門尉」は高直である。

(九〇) 二木氏は「とくけむ」は徳源であろうとする(二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八五頁の註(十三)の(八))。

(九二) 二木氏がいう『中世武家儀礼の研究』二八五～二八六頁の註(十三)の(八)の人物は本稿三(一)(チ)の人物、二木氏(ト)の人物は本稿(テ)の人物にあたりとみられる。二木氏は前者を「とくけん」とするが、「とくけん」は後者(清直)の道号であるから、二木氏は両者の事績を混乱しているようである。二木氏のこの混乱は、持清が「宝徳元年、所司に再任されると、「若宮」を所司代とし、康正の頃には「多賀四郎右衛門」に更迭している。この多賀四郎右衛門尉は間もなく出雲守を名乗り後に豊後守高忠の宿敵となる人物である。そして高忠は寛正三年十月五日、この出雲守に代って所司代の任にいたのである」(二木謙一『中世武家儀礼の研究』二六三頁)とすることによっても、うかがわれる。

(九二) 『改訂史籍集覧』第十三冊、一一五頁

(九三) 二木氏は根拠を示さず、大成の実名を宗直とする(二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八五頁の註(十三)の(チ))。

(九四) 『群書類従』第二一輯、七六頁

(九五) 『群書類従』第二一輯、七六頁

(九六) 『続群書類従』第十三輯上、三八八頁

(九七) 『近江坂田郡志』中巻、五〇二頁。『東浅井郡志』巻二、一三六頁。『改訂近江国坂田郡志』二、三四六頁

(九八) 奥村哲「豊臣期武将の軌跡」二一～三四頁。則竹雄一「羽柴秀吉家臣堀秀政の軍役構成」『研究紀要』第三六・三七号、獨協中学校・高等学校、二〇

二二年、一～三〇頁

(九九) 『東浅井郡志』巻三、七四〇・七七二頁

(一〇〇) 『滋賀県中世城郭分布調査』五、五七頁

(一〇一) 竹村誠「多賀左近館」(『滋賀県中世城郭分布調査』七、滋賀県教育委員会、一九九〇年、七六～七七・三〇六～三〇七頁の図版番号九二の一～二)

(一〇二) 『滋賀県中世城郭分布調査』五、五七頁

(一〇三) 二木氏は出雲守家の拠点を坂田郡天清城(米原市大清水)とする(『中世武家儀礼の研究』二六一頁)。ここでは『江北記』により、天清城を船田合戦期からその後にかけて(一五〇〇年前後)、江濃国境で活動していた京極材宗の拠点であったと推定しておきたい。

(一〇四) 『群書類従』第二一輯、七六頁

(一〇五) 『滋賀県中世城郭分布調査』七、三〇六頁の図版番号九一の三。地元の伝承では「国司屋敷」には「国守」がおり、尊勝寺は国守の氏寺であったが(平埜莊郷記)、応仁の乱で焼失したという。また、往古、平埜村に近江国司館が設営されるにあたり、住民は南、東、西へ立ち退き、尊勝寺、平塚村、西野村を形成したという(伊吹正一『尊勝寺の歴史と伝承』私家版、一九八四年、六～七・十三頁)。

(一〇六) 小島道裕『近江戦国誌 城と城下』新人物往来社、一九九七年、一三一頁

(一〇七) 小島道裕「尊勝寺城」『滋賀県中世城郭分布調査』七、七六頁

(一〇八) 藤岡英礼「豊臣期における農村部寺内の囲郭について」栗東市上鉤寺内の成立と構造を中心に(『城館史料学』第四号、城館史料会、二〇〇六年、一三三～四二頁)

(一〇九) 『群書類従』第二一輯、七六頁

(一一〇) 『改訂史籍集覧』第十三冊、一一六～一一七頁

(一一一) 『群書類従』第二一輯、七六頁

(一二二) 『改訂史籍集覧』第十三冊、一一七頁。ただし、ここにあげた諸氏は今井八郎五郎が「御敵首数多取」った、あるいは「首を取」った主要な人物

をあげているにすぎない。

- (一一三) 図4の⑨下八木村(長浜市下八木町)の秋野氏は大橋清定の子孫といい、安芸守の受領名により秋野氏を名乗るといふ(太田浩司「下八木城」『滋賀県中世城郭分布調査』七、滋賀県教育委員会、一九九〇年、七一〜七二・二八八〜二九一頁。太田浩司「大吉寺で憤死した浅井氏家臣 大橋安芸守」『びわの先人たち―びわ町の人物誌―』一九九七年、びわ町教育委員会、二二〜二六頁)。
- (一一四) 図4の⑧新居村(長浜市新居町)の大橋氏は大橋安芸守の子孫といふ(太田浩司「大吉寺で憤死した浅井氏家臣 大橋安芸守」二二〜二六頁)。
- (一一五) 『滋賀県中世城郭分布調査』七、三〇六頁の図版番号九一の三
- (一一六) 『ふるさと伊部―小谷山の麓の旧城下町・宿場町』長浜市小谷伊部自治会、二〇一五年、一一四・一六〇頁
- (一二七) 『島記録』に「但從戰場小谷へ入城、同八月十七日南浜ヨリ船ニノリスクニ籠城」、「石寺浜ヨリ小谷へ船ニテ通路アリ」とある(小和田哲男「近江国坂田郡飯村 島記録」(『近江浅井氏』戦国史叢書六、新人物往来社、一九七三年、三一九・三三四頁)。出雲守家が扱った中野も舟運の拠点である(『東浅井郡志』卷三、三四九〜三五〇頁)、丸山港が営まれとの伝承がある(虎姫むかし話編集委員会『虎姫のむかし話』第二集、虎姫町教育委員会、一九七五年、七二〜七六頁)。
- (一二八) 『信長公記』天正元年八月八日条に「江北阿閉淡路守御身方の色を立て、則ち、夜中信長御馬を出され、其夜御敵つきがせの城あけのき候なり」とある(一五四頁)。

史料一覽(類別、五十音順)

【文書類】

- 阿波三田村文書(黒田惟信編『東浅井郡志』卷四、東浅井郡教育会、一九二七年)
- 一・(文明十八年)十月十一日付け京極材宗書状(四四八頁)
- 二・長享二年九月二十五日付け下坂秀隆等連署奉書(四四八頁)
- 七・(享祿四年)四月十二日付け浅井亮政書状(四五〇頁)
- 出雲大社文書(大社町史編集委員会『大社町史』史料編(古代・中世)上巻、一九七七年、大社町)
- 五八九・明德三年閏十月九日付け玄紹打渡状(四九五頁、南北朝遺文六・五四七七)
- 伊予佐々木文書(『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』島根県古代文化センター、一九九九年)
- 二・永和五年三月八日付け足利義満袖判御教書(一四七頁)
- 上野文書(『東浅井郡志』卷四)
- 二・卯月二七日付け京極政経書状案(四〇頁)
- 黄梅院文書(『東浅井郡志』卷四)
- 一・永享十一年十二月十日付け堀忠清売地券(四五七〜四五八頁)
- 大林寺文書(『新修島根県史』史料篇Ⅰ古代・中世、島根県、一九六六年)
- 応永九年(一四〇二)十一月五日付け中原満親寄進状(四四五頁)
- 永正十八年(大永元年)十二月二日付け多賀経長寄進状(四四五〜四四六頁)
- 小野家文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上巻)
- 八七七・三月二八日付け多賀経忠書状(六三五頁)
- 一〇〇五・五月二五日付け多賀経忠書状(六九四頁)
- 勸修寺文書(『大日本史料』。同史料は東京大学史料編纂所HP大日本史料総合データベースによる。また同史料の「第〇編第□冊」は「〇の□」と略記する。以下、同じ)
- 延文五年十一月十九日付け多賀久直打渡状案(六の二三・二九四〜二九六頁)

片岡文書（『東浅井郡志』卷四）

二・（永正十六年）四月六日付け細川高国書状案（三九八頁）

三・（大永七年）十月二日付け細川高国書状案（三九八～三九九頁）

四・（大永七年）十月二日付け細川高国書状案（三九九頁）

来田文書（『大日本史料』）

長享二年八月三日付け多賀経家書状（八の二三・三三頁）

宮司公文抄所収文書（『東浅井郡志』卷四）

三・（康正元年）十月十三日付け伊勢大宮司某書状（四七二頁）

金光寺文書（『東浅井郡志』卷四）

一・五月十七日付け京極高清入道宗意書状（六七～六八頁）

金蓮寺文書（『大日本史料』）

延文元年八月十八日付け足利尊氏御判御教書（六の二〇・六八六～六八七頁）

延文二年七月八日付け足利尊氏御判御教書（六の二一・三二〇～三二二頁）

沙々貴神社文書（『東浅井郡志』卷四）

二・応永十五年十二月七日付け室町幕府御教書（二七九頁）

佐々木文書（『戦国大名尼子氏の伝えた古文書』佐々木文書―本文編）島根県古代

文化センター、一九九九年）

十・貞和三年十一月二日付け足利尊氏袖判下文案（二四頁）

十七・文和元年三月二〇日付け足利義詮袖判下文案（二六頁）

二四・文和三年四月八日付け足利尊氏袖判下文案（二八頁）

三六・延文四年六月十三日付け足利義詮袖判下文案（三二頁）

六一・明徳二年十二月二日付け足利義満袖判御教書案（三九～四〇頁）

一七三・十月十日付け足利義政御教書案（九七頁）

二〇一・十一月七日付け京極政高（政経）書状（二一九～二二〇頁）

二二二・（永正五年）十月二日付宗濟書状案宗（二二七頁）。

島記録所収文書（小和田哲男「近江国坂田郡飯村 島記録」（『近江浅井氏』戦国史

叢書六、新人物往来社、一九七三年）

二・（天文四年）正月十二日付け多賀貞隆書状（二八七頁）

上平寺文書（『改訂近江国坂田郡志』第六卷）

一・天文七年九月十六日付け宗清・沙弥昌運連署書状（六〇頁）

称名寺文書（『東浅井郡志』卷四）

十・（天正十年）七月朔日付け下真齋信貞書状（八一頁）

実相院東寺宝菩提院文書（尊経閣古文書纂、東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録

データベース（HICAT）

一・長祿四年十一月二日付け東寺雑掌宛書状（請求記号三〇七一・四三一）

菅浦文書（滋賀大学経済学部史料館『菅浦文書』下巻、滋賀大学日本経済文化研究所、

一九六七年

七七一・菅浦庄訴状具書案（五六～五七頁）

惣持寺文書（『改訂近江国坂田郡志』第七卷）

四四・明応十年三月二三日付け中野妙藏坊実証田地寄進状裏端書（九二頁）

八九・十一月七日付け大橋清定書状（一三〇頁）

醍醐寺文書（東京大学史料編纂所『大日本古文書』家分け十九、醍醐寺文書之三・六、

東京大学出版会、一九六〇年、一九六九年）

六〇六・文安元年（一四四四）十二月三日付け京極持清連署奉書案（三・三三〇頁）

一一四七・嘉吉元年十月三日付け京極持清連署奉書案（六・一四六頁）

大徳寺文書（東京大学史料編纂所『大日本古文書』家分け第十七、大徳寺文書之三・

四、東京大学出版会、一九七一年）

一二三六・寛正六年十一月十五日付け多賀清忠寄進状（三・一三八～一四二頁）

文明九年二月九日付け多賀秀長寄進状（三・一四二頁）

長享元年八月二日付け幕府奉行人連署奉書（三・一三七頁）

一八二四・文明十二年九月四日付け室町幕府奉行人奉書（四・三四九頁）

一八二五・文明十二年九月四日付け室町幕府奉行人奉書（四・三五〇頁）

文明十一年八月十三日付け室町幕府奉行人奉書（四・三五〇頁）

多賀文書（『東浅井郡志』卷四）

文明十二年三月二九日付け多賀直能寄進状（九九頁）
多賀大社文書（多賀大社叢書編修委員会『多賀大社叢書』文書編、多賀大社社務所、一九八三年）

- 一・正元元年十一月十七日付け北条義時書状（三頁）
 - 三・文永六年十月七日付け両六波羅探題連署御教書（三頁）
 - 九・嘉元二年十月二〇日付け鎌倉幕府御教書（八頁）
 - 十一・元応二年七月十七日付け平時信披露状（九頁）
 - 十二・元亨二年四月八日付け両六波羅探題連署御教書（九頁）
 - 十三・嘉暦元年十二月二三日付け鎌倉幕府御教書（九～十一頁）
 - 十四・嘉暦三年四月十二日付け鎌倉幕府下知状（十一頁）
 - 十五・嘉暦四年二月二九日付け両六波羅探題連署下知状（十一～十二頁）
 - 十六・元弘三年五月十四日付け五辻宮令旨（十二頁）
 - 十七・建武三年二月十一日付け後醍醐天皇綸旨（十三頁）
 - 十八・建武三年十月一日付け足利直義御教書（十三頁）
 - 十九・建武三年十月一日付け足利直義御教書（十三頁）
 - 二〇・六月二日付け佐佐木道誉書状（十四頁）
 - 二一・觀応元年四月四月十六日付け佐々木道誉遵行状（十四頁）
 - 二三・正平六年六月五日付け千種左馬頭御教書（十五頁）
 - 三二・文正二年七月二日付け多賀大社所務渡算用状注進（二二～三〇頁）
- 多賀道吉氏所藏文書（『大日本史料』）
天正十年八月二一日付け堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状（十一の三・三二九～三二〇頁）
- 竹生島文書（『東浅井郡志』卷四）
- 三五・応永三四年七月二二日付け室町將軍家御教書（二〇二頁）
 - 六一・文明二年十月十六日付け多賀直清書状（二〇七頁）
 - 六二・文明二年十月十六日付け多賀直清書状（二〇七頁）
 - 七六・明応九年三月十二日付け浅井慶集・浅井直政連署寄進状（二二一頁）

七七・明応十年二月九日付け陽徳院惣充寄進状（二二一頁）

九六・大永八年六月八日付け多賀政忠書状（二二七頁）

一二六・（永祿三年）十二月二六日付け多賀公清書状（四〇頁）

東寺百合文書（京都府立京都学・歴史館HP東寺百合文書WEB「東寺文書検索システム」）

ステム」

- 二函／三一・応永十年十月二日付け多賀性存打渡状・本紙（文書番1000040310000）
 - て函／十四／五・多賀性存打渡状・封紙（文書番号1000850140500）
 - て函／十四／十・京極高光書状・封紙（文書番1000850141000）
- 土佐若宮文書（『大日本史料』）
文明十八年九月十三日付け多賀宗直安堵状（八の十九・四九～五〇頁）
豊臣秀吉文書（名古屋博物館『豊臣秀吉文書集』一、二、五、二〇一五年、二〇一六年、二〇一九年）
- 六三六・（天正十一年）羽柴秀吉書状（二・二〇二頁、下之郷共済会所藏文書）
 - 一二八七・小牧長久手陣立書（二・一〇一頁、美濃加茂市民ミュージアム所藏文書）
 - 一二八八・小牧長久手陣立書（二・一〇二頁、村瀬俊二氏所藏文書）
 - 一二八九・小牧長久手陣立書（二・一〇三頁、『思文閣古書資料目録三七』所収文書）
 - 一二九〇・小牧長久手陣立書（二・一〇四～一〇五頁、浅野文書）
 - 一二九一・小牧長久手陣立書（二・一〇六頁、前田利同氏所藏文書）
 - 一二九二・小牧長久手陣立書（二・一〇七頁、有馬文書）
 - 一三〇二・小牧長久手陣立書（二・一一〇～一一一頁、秋田文書）
 - 一三〇三・小牧長久手陣立書（二・一一二～一一三頁、護国八幡宮文書）
 - 一三〇四・小牧長久手陣立書（二・一一四～一一五頁、『思文閣古書資料目録二八』所収文書）
 - 一三〇五・小牧長久手陣立書（二・一二六～一二七頁、浅野文書）
 - 一三〇六・小牧長久手陣立書（二・一二八～一二九頁、浅野文書）
 - 一三〇七・小牧長久手陣立書（二・一三〇～一三一頁、大阪城天守閣所藏文書）
 - 一三〇八・小牧長久手陣立書（二・一三二～一三三頁、下之郷共済会所藏文書）

一三〇九・小牧長久手陣立書(二・一三四)一三五頁、『思文閣古書資料目録一八七』所収文書

一四八四・(天正十三年)七月六日付け豊臣秀吉朱印状(二・一八〇頁、三須文書)

一五一九・(天正十三年)七月二七日付け豊臣秀吉朱印状(二・一九二頁、備中山崎家文書)

崎家文書

三六七一・天正十九年四月二七日付け石田治部少輔宛藏入目録(五・三四頁、林祝太郎氏所藏文書、東京大学史料編纂所影写本)

難波八坂神社文書(『東浅井郡志』卷四)

三・天文五年三月三日付け大橋家久田地寄進状(二七六頁)

四・文明二年五月十六日付け難波午頭天王寄進帳(一七七)一七九頁)

日御碕神社文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上卷)

七四九・(康正二年)七月四日付け多賀高忠書状・包紙表上書(五八〇頁)

九六〇・十月十日付け多賀経忠書状(六七三頁)

九六一・蓬萊靈竹覚書(六七四頁)

九六二・十月十八日付け京極政経書状(六七四頁)

九六三・十月十八日付け多賀経忠書状(六七四頁)

九六五・七月二日付け多賀経忠書状・包紙表上書(六七五頁)

一〇〇四・(永正七年)四月十七日付け多賀経忠書状(六九三)六九四頁)

平岡家文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上卷)

五八五・明德三年十月八日付け隠岐守某施行状(南北朝遺文六・五四六七)

平安遺文(『平安遺文』古書編四、五、一九七四年、東京堂出版)

一六五二・長治三年三月八日付け日吉社交名注進(四・一五〇八頁、山口光圓氏本)

打聞集裏文書

打聞集裏文書

一六五三・近江国愛智郡雑供御人等解(四・一五〇八)一五〇九頁、山口光圓氏本)

打聞集裏文書

一九六二・保安三年三月二五日付け近江国司序宣写(書陵部本医心方小兒部廿五裏文書、五・一七二四)一七二五頁)。

二三五〇・保延二年(一一三六)九月日付け明法博士勘文案(書陵部所藏壬生文書、五・一九九〇)一九九一頁)

昔御内書符案所収文書(『東浅井郡志』卷四)

三・(永正七年)二月二三日付け足利義尹御内書(五二五頁)

山科家古文書(東京大学史料編纂所HP所藏史料目録データベース[HP-CAT]請求記号三〇七一・六八一三三)

康正二年八月十七日付け近江守護奉行人連署奉書(下・七六)七七頁)

六角氏文書(村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』東京堂出版、二〇〇九年)

二四八・(大永五年)七月十八日付け永田高弘書状(八八)八九頁、朽木文書)

三九五・(天文七年)十二月十日付け六角定頼書状(一三〇頁)

【日記類】

伊勢貞助記(『大日本史料』)

嘉吉元年九月十八日条綱文「山名持豊、赤松満祐、及び安積行秀の頸を京都に送る、是日、義勝、之を伊勢貞国の邸に検す、廷臣等、幕府に参賀す」(七の九〇七、七一八頁、稿本四三頁)。

園太曆(『大日本史料』)

観応二年七月二八日条(六の十五・一五二頁)

蔭涼軒日録(増補続史料大成)第二・二三卷、「蔭涼軒日録」卷一・二、臨川書店、一九七三年)

長祿三年九月二九日条(一・二二六頁)

文正元年閏二月七日条(二・九六頁)

文正元年六月七日条(二・一四二頁)

文正元年八月一日条(二・一五六頁)

文明十七年四月十六日条(二・一九〇)一九四頁)

文明十八年七月二五日条(二・三七二)三七三頁)

観応二年日次記(『続群書類従』第二九輯下・雑部(『続群書類従完成会、一九七八年)

観応二年八月十一日条所収正平六年八月二日付け後村上天皇倫旨(三七二～三七三頁)

建内記(東京大学史料編纂所『大日本古記録 建内記』四、五、七、岩波書店、一

九七〇年、一九六二年、一九七六年)

嘉吉元年十一月二四日付け京極持清下知状(四・二四七頁)

嘉吉三年三月二四日条(五・二二四頁)

文安四年二月十九日条(七・二五〇頁)

多聞院日記(辻善之助『多聞院日記』、一九六七年、角川書店)

天正十五年五月七日条(四・七五頁)

親元日記(蜷川親元日記、『大日本史料』)

文明十年十月二二日条(八の十・八〇六～八〇七頁)

文明十年十月二五日条(八の十・八〇七頁)

文明十年十月二七日条(八の十・八〇七～八〇八頁)

文明十年十一月一日条(八の十・八〇八頁)

文明十年十一月八日条(八の十・八〇八～八〇九頁)

文明十三年三月二九日条(八の十三・一五五頁)

親元日記別録(『大日本史料』)

文明七年二月二四日条(八の八・一一二～一一三頁)

文明七年十二月十四日条(八の八・三三二頁)

文明十年六月六日条(八の十・四八三～四八四頁)

綱光公記(遠藤珠紀ほか『史料紹介 綱光公記』寛正三年曆記(一)、『東京大

学史料編纂所研究紀要』第二二号、二〇二二年、東京大学史料編纂所)

寛正三年(一四六二)九月七日条(一七四頁)

東寺執行日記(『大日本史料』)

文明十七年八月二六日条(八の十七・五二三頁)

齋藤親基日記(『大日本史料』)

文正元年十二月十一日条綱文「延暦寺衆徒、日吉社神輿を奉じて祇園社に抛り、京

極持清の邸を襲はんとす。是日、火を失し、同社悉く火く」七の九〇八・二二二頁、稿本十六頁)

齋藤基恒日記(『大日本史料』)

康正元年九月八日条綱文「幕府、畠山政長の部兵の首を六條河原に梟す」(七の九

〇八・五五頁、稿本六頁)

政覚大僧正記(『大日本史料』)

文明十七年四月十五日条(八の十七・二四七～二四八頁)

大乘院寺社雜事記(辻善之助『大乘院寺社雜事記』第十卷、角川書店、一九六四年)

寛正三年九月二二日条(三・二〇六～二〇七頁)

明応二年十月二二日条(十・三二七頁)

明応五年五月二七日条(十一・四四頁)

明応五年六月六日条(十一・四五～四六頁)

碧山日録(東京大学史料編纂所『大日本古記録 碧山日録』、岩波書店、二〇一三年)

寛正三年十月四日条(上・二二七頁)

雅久宿禰記(『大日本史料』)

文明十一年八月二二日条(八の十一・六一五～六一六頁)

満濟准后日記(『満濟准后日記』統群書類従完成会、一九七五年)

永享六年十月一日条(下・六一五頁)

山科家礼記(飛騨民俗資料館『教言卿記・山科家礼記・大日本史料』一九七九年)

文明三年十月三日条(三一頁)

【記録等】

教王護国寺文書(赤松俊秀『教王護国寺文書』卷五、平楽書店、一九六四年)

一五七五・康正三年一月二九日付け五方算用状(五四七頁)

金剛輪寺下倉米錢下用帳(『金剛輪寺下倉米錢下用帳』愛荘町教育委員会、二〇一〇

年)

清水寺再興勸進状・清水寺再興奉加帳(『東浅井郡志』卷四・五七五～五七六頁)

多賀大社梵鐘銘（天文二四年九月二〇日鑄造、西島太郎「近江尼子氏と多賀社本願
不動院」天文二十四年銘梵鐘の研究（一）」「人文学紀要」創刊号、追手門
大学、二〇二三年、五七～五八頁）

東寺過去帳（馬田綾子「中世東寺の過去帳について」科学研究費助成事業報告書

二〇〇四年度研究成果報告書概要「東寺における寺院統括組織に関する史
料の収集とその総合的研究」高橋敏子（東京大学史料編纂所）、二〇〇五年、
六二～一二四頁）

天文三年浅井備前守宿所饗応記（『統群書類従』第三輯下・武家部、統群書類従
完成会、一九八四年、二六三～二六八頁）

八幡宮塔供養奉加帳（『東浅井郡志』卷四・五八四～五八五頁）

八幡宮奉加帳（『東浅井郡志』卷四・五八三～五八四頁）

【著作・由緒書等】

浅見東陽宗春甲冑肖像賛（『統群書類従』第十三輯上・文筆部『幻雲文稿』所収、三八八頁）

大館常興書札抄（諸大名被官少々校名之事、『群書類従』第九輯・雑部、一九八〇年、

統群書類従完成会、六六六頁）

桂城神社神輿裏書写（川並稔男『古代中世の下之郷』三一～三二頁）

就弓馬儀大概聞書（中原高忠聞書、『大日本史料』八の十八・九二六～九二七頁）

公方様北少路殿へ御成時、高忠被召出、御さかつき被下時、進上申折紙注文

文明二年十二月二〇日条綱文「義政、北小路第に臨み、多賀高忠を召して
盃を与ふ」（片岡文書、『大日本史料』八の三・八四七～八四八頁）

春浦和尚金口説（『大日本史料』八の十八・九二一～九三三頁）

秀林居士寿像賛（『統群書類従』第十二輯下・文筆部『村庵小稿』所収、統群書類

従完成会、一九七八年（初版一九二七年）、五二二頁）

將軍義政公大将御拝賀記（『松江市史』史料編3・古代・中世I八八七～八八八頁）

相国寺供養記（『群書類従』第二輯 釈家部、統群書類従完成会、一九八〇年、三三七頁）

千家古文書写・乙（『大社町史』史料編（古代・中世）上巻）

一〇七二・享祿二年五月五日付け国造千家高勝旧記（七四〇～七四一頁）

草根集（和歌史研究会『私家集大成』明治書院、一九八六年）

康正元年十一月二九日条（五・中世Ⅲ・八〇八頁、九二の〇一～九二の〇五）

長祿二年七月十一日条（五・中世Ⅲ・八四八頁、一〇の四五九～一〇の四六四）

多賀高忠画像問答（『大日本史料』八の十八・九一九～九二六頁）

中原高忠軍陣聞書（『群書類従』第三輯・武家部、一九八〇年、二七七～二九六頁）

敏満寺僧・同寺庄地頭代申詞記（敏満寺事書、胡宮神社文書一、多賀大社叢書編修

委員会『多賀大社叢書』諸家篇一、多賀大社社務所、一九八三年、五頁）

類従流鏑馬次第（中原高忠聞書、『大日本史料』八の十七・九二八～九二九頁）

龍宝山大徳寺誌（『大日本史料』八の十八・九一三頁）

【軍記・地誌等】

淡海木間撰（『近江史料シリーズ』五～七・淡海木間撰第一～三分冊、滋賀県地方

史研究家連絡会、一九八四、一九八九、一九九〇年）

大洞弁天本地堂当国之城城主名札（『彦根市史』上冊、彦根市役所、一九六〇年、

二六九～二八一頁）

今井軍記（史籍集覧研究会『改訂史籍集覧』第十三冊、すみや書房、一九六八年、

一一四～一一七頁）

海東諸国紀（田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波書店、一九九一年）

花押藪（卷之四「五位」、国立国会図書館デジタルコレクション、請求番号八三九

の四〇）（<https://dl.ndl.go.jp/infondjlp/pid/2563339?r=番号三七/四五>）

川角太閤記（桑田忠親校注『太閤史料集』戦国史料叢書一、人物往来社、二二五～

四四五頁）

江北記（『群書類従』第二輯・合戦部、統群書類従完成会、一九八八年）

江州佐々木南北諸土帳（滋賀県中世城郭分布調査』五（旧愛知・犬上郡の城）、滋

賀県教育委員会、一九八七年、五六～七〇頁）

鳥記録（小和田哲男「近江国坂田郡飯村 鳥記録」（『近江浅井氏』戦国史叢書六、

新人物往来社、一九七三年、二七六～三九九頁)

太平記(後藤丹治・岡見正雄『太平記』卷三、日本古典文学大系三六、岩波書店、一九六二年)

一九六二年)

信長公記(奥野高広・岩沢愿彦『信長公記』角川文庫二五四一、一九六九年)

老人雑話・坤之巻(『雑史集』国民文庫刊行会、一九二二年、四一七～四六七頁)

【系図・絵図】

江州中原氏系図(『統群書類従』第七輯上・系図部、統群書類従完成会、一九七七年、三八～五二頁)

三〇五頁)

寛永諸家系図伝中原姓多賀系図(『寛永諸家系図伝』第十四、統群書類従完成会、一九九二年、二〇七頁)

一九九二年、二〇七頁)

寛政重修諸家譜中原氏多賀系図(『新訂寛政重修諸家譜』第十一、統群書類従完成会、一九六五年、一七四頁)

一九六五年、一七四頁)

中昔京師図(宝暦三年編、国立国会図書館HPデジタルコレクション請求記号貴九の六一コマ番号三)

の六一コマ番号三)

【図の出典】

図1 筆者作成

図2 筆者作成。ベース図は、大日本帝国陸地測量部二万分一地形図彦根近傍五号「芹谷村」、同六号「大滝村」の一部、同十五号「高宮」の一部、同十六号「愛知川」の一部、一八九三年測量、一八九五年製版

「芹谷村」、同六号「大滝村」の一部、同十五号「高宮」の一部、同十六号「愛知川」の一部、一八九三年測量、一八九五年製版

知川」の一部、一八九三年測量、一八九五年製版

図3 筆者作成。『滋賀県中世城郭分布調査』五、一五八頁の図面番号二六の一部、および『古代・中世の下之郷』所収「下之郷地籍図」の一部を編集

および『古代・中世の下之郷』所収「下之郷地籍図」の一部を編集

図4 筆者作成。ベース図は、大日本帝国陸地測量部二万分一地形図彦根近傍十二号「速水村」の一部、一八九三年測量、一八九五年製版

号「速水村」の一部、一八九三年測量、一八九五年製版

図5 筆者作成。ベース図は『滋賀県中世城郭分布調査』七、三〇四頁の図版番号九一の一、および三〇六頁の図版番号九一の三を合成編集

九一の一、および三〇六頁の図版番号九一の三を合成編集

【史料1】 天正十年八月二日付け

堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状(多賀道吉氏所蔵文書)

貞能御隠居分之事

上郷下郷段銭雑事銭

富尾段銭

西明寺反銭

富尾宇治米

霊松庵并太陽寺領

八尾米

上郷地頭職

上郷市村分

池寺十坊分

赤田方より買地分

八重練沽却銭

一円小林段銭

金蓮坊分

北安孫子之内兵衛大夫分

合八百石者

天正十年

八月廿一日

高頭

堀久太郎

秀政(花押)

多賀源千代

政勝(花押)

参

【史料2】『江北記』(『群書類従』第二一輯、七八頁)

一、多賀こかく、次とくけむ出雲事也、多賀豊後掣也、其次大成兵衛

四郎にて於月瀬生害、其次正雲四郎右衛門事、其頃四郎右衛門に

て八月十三日内保合戦にて討死也

【史料3】大永八年六月八日付け多賀政忠書状（竹生島文書九六）

竹生島神領並諸役免除之事、親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之儀候也、恐々謹言

大永八

六月八日

多賀

政忠（花押）

当寺

年行事御坊

【史料4】寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状

（大徳寺文書一三三六）

奉寄進

清泉寺々領所、事

合

一所 出雲国嶋根郡長田郷内市成村

一、 同国能義郡内赤江郷地頭分

一、 近江国犬上郡清水新庄内買得分田地五町

一、 同国浅井郡内尊勝寺領家分

一、 同国北郡湯次上庄内三田村

右彼所、為寺領相副本文書、令寄附也、然間、此在所等、至于子、孫、不可成綺、如此堅申定処、万一於子孫中成其妨者、可為不孝之人間、清忠跡不可持、巨細別紙以一書認進者也、守彼事書旨、可被加下知、仍為後証寄進状如件、

寛正六年乙酉十一月十二日

清忠（花押）

清泉寺住持春浦和尚

【史料5】長享元年八月二日付け室町幕府奉行人連署奉書

（大徳寺文書一三三六）

養徳院領近江国犬上郡西今村庄・同清泉寺領同国清水庄内五町田并浅井庄尊勝寺領家分等事、代官入部云々、早退違乱族、沙汰居庄家、可被全所務、更不可有遲怠之由、被仰出候也、仍執達如件、

長享元

八月廿一日

宗勝（花押）

長秀（花押）

清房（花押）

多賀新左衛門尉殿

【史料6】天正十二年六月二六日付け堀秀政領知宛行状（多賀文書）

（『大日本史料』第十一編第三冊、五八八頁）

千五百石小野庄、千石尊勝寺、三田村、五百石田根庄内、合參千石宛行候、全可有領知候、以右之内、別紙目錄之通令支配、即彼給人可召遣候、恐々謹言、

天正拾貳年

六月廿六日

左衛門督

秀政（花押）

多賀源介殿

【史料7】（天正十年）七月朔日付け卜真齋書状（称名寺文書十）

今度筑前守足弱衆之儀、御馳走二付而、御帰住之事、可為如前之旨、折紙被進之候、依被取紛、於委曲從我等能々可申入由候、御寺領六拾余石並被官衆諸役免除之事、同多賀古屋敷与西之明屋敷貳ヶ所、新儀被申付候、向後可有御才判候、為其懇二加筆候て可申入之由、被申付候條、如此候、恐々謹言

七月朔日

尊勝寺之

称名寺

床下

卜真齋

信貞（花押）

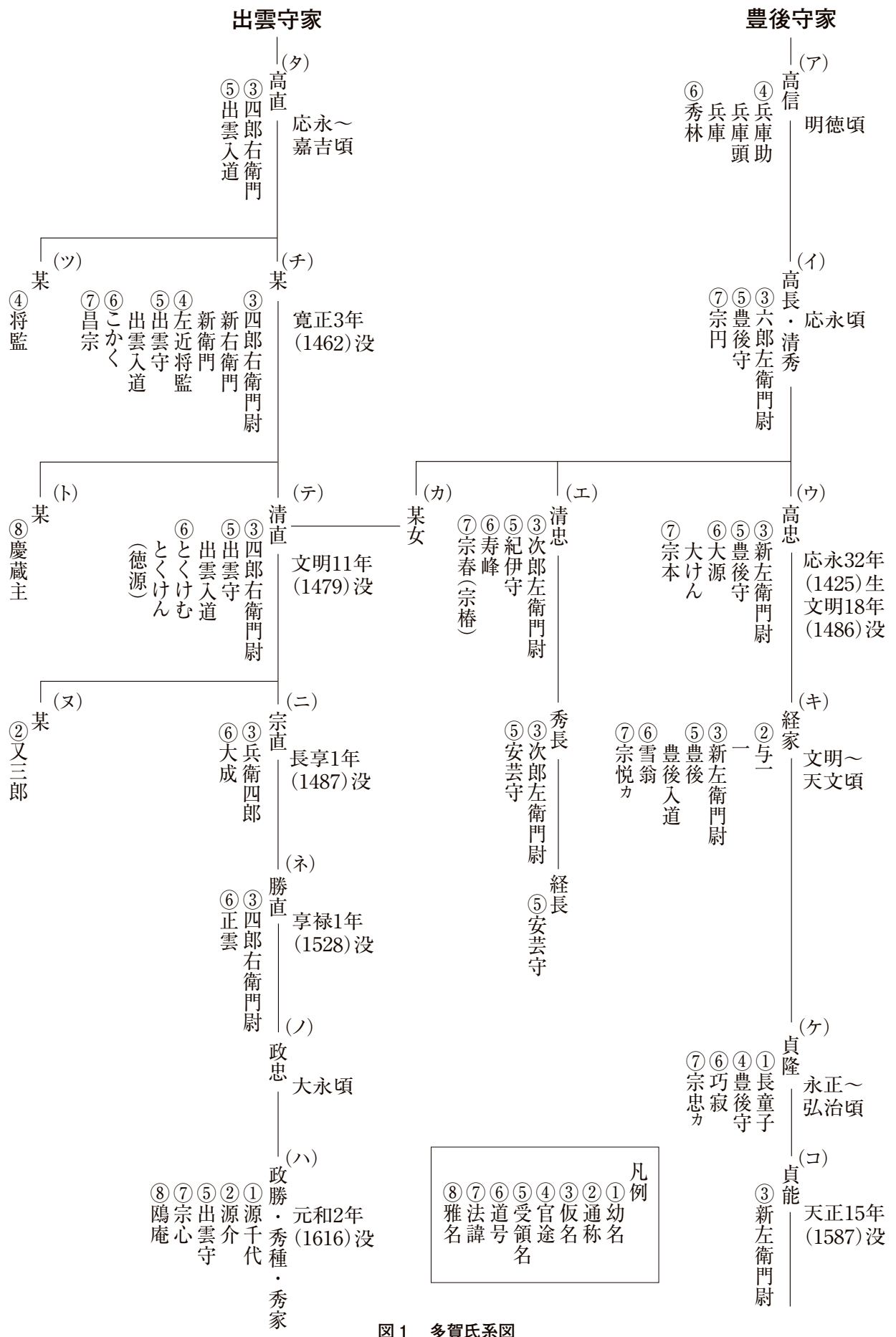


図1 多賀氏系図

- 天正十年多賀貞能隠居分（史料1参照）
- ① 上郷下郷段錢雜事錢 拾貫文
 - ② 富尾段錢 五十貫文
 - ③ 西明寺反錢 百貫文
 - ④ 富尾宇治米 拾三石五斗
 - ⑤ 靈松庵并太陽寺領 拾九石式斗
 - ⑥ 八尾米 拾八石
 - ⑦ 上郷地頭職 七拾石 人足十人計有之、
 - ⑧ 上郷市村分 參拾石

- ⑨ 池寺十坊分 百石 中間十人計、人足十四五人有之、
- ⑩ 赤田方より買地分 十壹石
- ⑪ 八重練沽却錢 八貫文
- ⑫ 一円小林段錢 六貫文
- ⑬ 金蓮坊分 九拾石 人足六七人計有之、
- ⑭ 北安孫子之内兵衛大夫分 百石

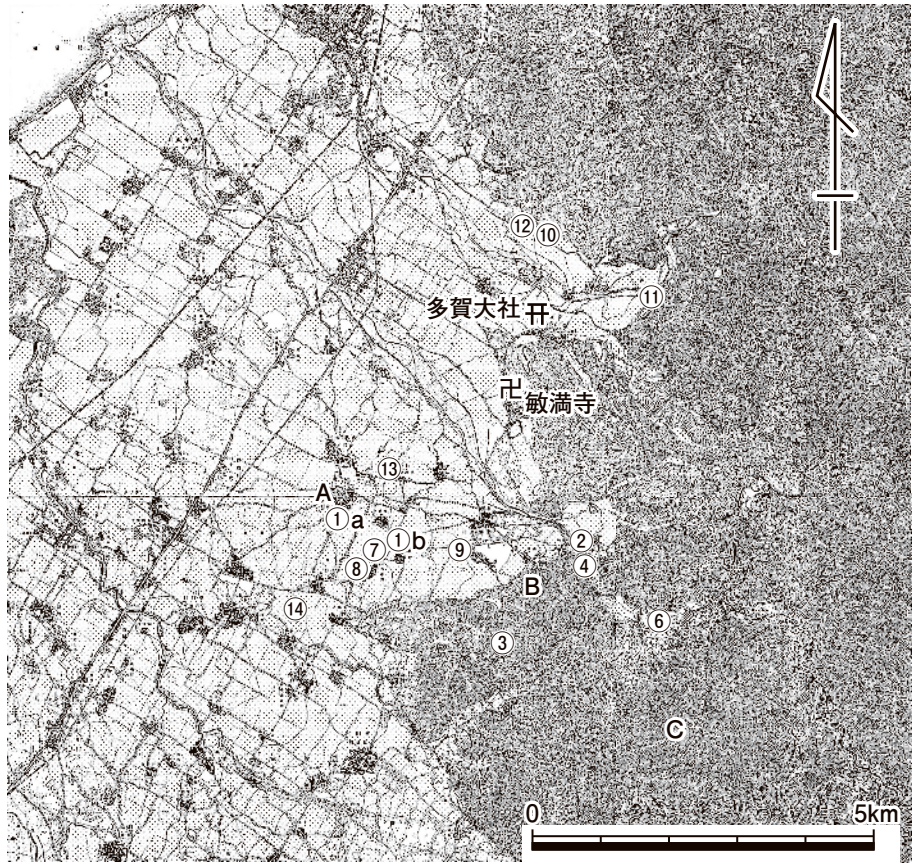


図2 多賀豊後守家関係地先および多賀貞能隠居分の位置

- A 下之郷城
- B 勝楽寺城
- C 八尾城

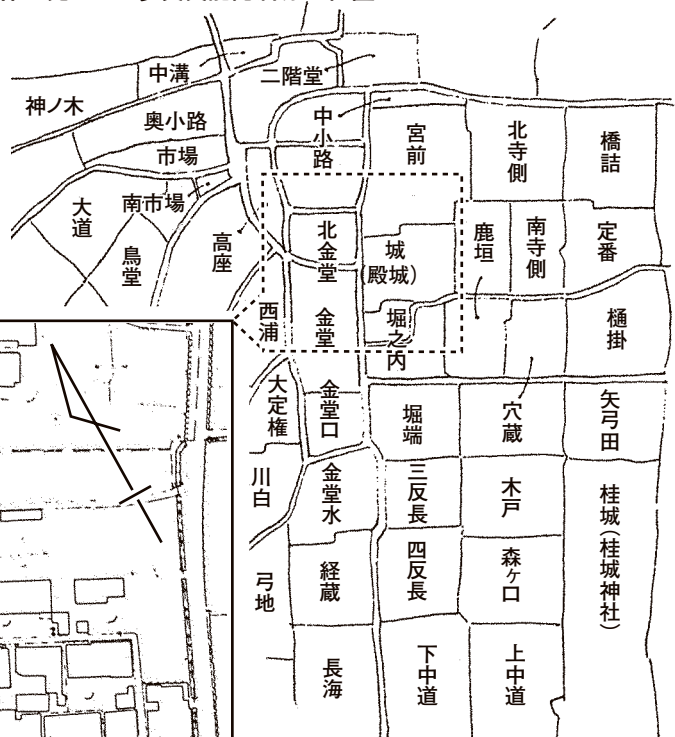


図3 下之郷城跡図（地形図・略測図・小字図）



図4 多賀出雲守家・大橋氏関係地先の位置

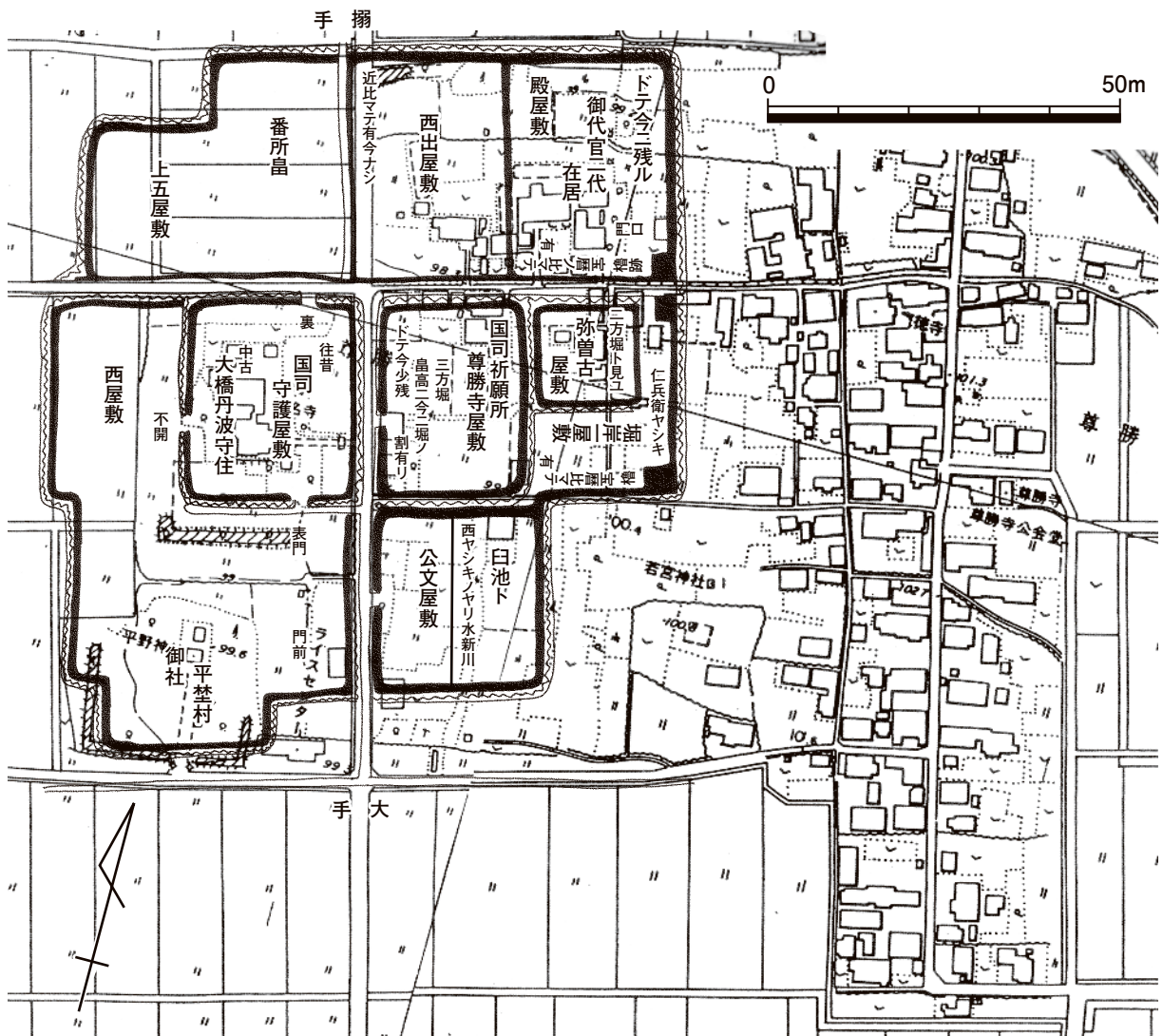


図5 尊勝寺城跡図（地形図・略測図・絵図）

滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第四十号

発行 令和六年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 大津紙業写真印刷株式会社